



柏崎市の商工業

産業の発展とともに成長する魅力あふれるまち

2026年度版
2026年度版



ほんちようマルシェ

柏崎市・柏崎商工会議所

主 な 問 合 せ 先

<p style="text-align: center;">柏崎市産業振興部 商業観光課</p>	<p>住 所 TEL FAX</p>	<p>〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 0257-21-2335 (直通) 0257-22-5904 (直通)</p>
	<p>E-mail URL</p>	<p>shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp https://www.city.kashiwazaki.lg.jp</p>
<p style="text-align: center;">柏崎市産業振興部 ものづくり振興課</p>	<p>住 所 TEL FAX</p>	<p>〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 0257-21-2326 (直通) 0257-22-5904 (直通) 【ものづくり活性化センター】 〒945-1355 柏崎市大字軽井川5949番地2</p>
	<p>E-mail URL</p>	<p>monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp https://www.city.kashiwazaki.lg.jp</p>
<p style="text-align: center;">柏崎市総合企画部 元気発信課 (柏崎市U・Iターン 情報ステーション)</p>	<p>住 所 TEL</p>	<p>〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 0257-47-7333 (直通)</p>
	<p>E-mail URL</p>	<p>hasshin@city.kashiwazaki.lg.jp 【市HP】 https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/U_Iturn/index.html 【移住マッチングサイトくじらと。】 https://kz-cs.com/</p>
<p style="text-align: center;">柏崎市市民生活部 環 境 課</p>	<p>住 所 TEL FAX</p>	<p>〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 0257-21-2312 (直通) 0257-23-5116 (直通)</p>
	<p>E-mail URL</p>	<p>kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp https://www.city.kashiwazaki.lg.jp</p>
<p style="text-align: center;">柏崎商工会議所</p>	<p>住 所 TEL FAX</p>	<p>〒945-0051 柏崎市東本町一丁目2番16号 0257-22-3161 0257-22-3570</p>
	<p>E-mail URL</p>	<p>soudan@kashiwazakicci.or.jp https://www.kashiwazakicci.or.jp</p>

目次

《制度・事業編》

1 相談窓口	- 6 -
○ 経営相談	- 6 -
○ 創業・事業承継相談	- 6 -
○ 経営・創業相談会	- 6 -
○ 法律相談会	- 6 -
○ 無料法律相談会	- 7 -
○ 専門家派遣事業	- 7 -
○ 税務相談会	- 7 -
○ 労働相談会	- 7 -
○ 金融斡旋関連相談	- 7 -
○ 販促アドバイザーによる巡回相談	- 8 -
○ 技術アドバイザーによる巡回相談	- 8 -
○ IT経営・相談事業	- 8 -
○ DX推進のための個別相談事業	- 8 -
2 人材育成（セミナー）	- 8 -
○ 新入社員セミナー	- 8 -
○ 新入社員フォローアップセミナー	- 9 -
○ 機械金属製造業向け新入社員実務講座	- 9 -
○ キャリアアップ（資格試験）支援	- 9 -
○ 中小企業相談所経営セミナー	- 9 -
○ 技術者育成支援事業（ものづくりマイスターカレッジ長期研修）	- 9 -
○ 技術者育成支援事業（ものづくりマイスターカレッジオーダー研修）	- 10 -
○ ものづくり魅力発信・創造事業	- 10 -
○ 工業高校生インターンシップ	- 10 -
○ 工業高校生デュアルシステム	- 10 -
○ 高度技術者育成推進助成金	- 10 -
○ DX人材養成講座	- 11 -
○ 柏崎IT部活	- 11 -
○ 「IT力」を身につけるためのITパスポート講座	- 11 -
○ あきんどスキルアップセミナー	- 11 -
○ あきんど人材育成事業（自分みがき事業）	- 11 -
○ 自店の強み発見セミナー（B to C）＋フォローアップ巡回	- 12 -
○ 建設技術研修会	- 12 -
3 創業・起業の支援	- 12 -
○ 柏崎・社長のたまご塾（★特定創業支援事業）	- 12 -
○ 個別特定創業相談（★特定創業支援事業）	- 12 -
○ やさしい創業準備セミナー	- 12 -
○ かしわざき創業者支援補助金	- 13 -
○ かしわざき創業者家賃補助金	- 13 -
○ 新潟県中小企業創業等支援資金にかかる信用保証料補給	- 13 -
○ 創業支援利子補給金	- 14 -
○ 空き店舗活用創業等支援事業補助金	- 14 -

○ 法人登記の登録免許税の減免	- 15 -
○ 創業資金にかかる信用保証枠の拡大	- 16 -
○ 事業引継支援補助金	- 16 -
4 商業者の支援	- 16 -
○ 魅力づくり応援事業補助金	- 16 -
○ 需要創出支援事業補助金	- 17 -
○ はなまるクーポン事業	- 17 -
○ ほんちょうマルシェ	- 18 -
5 工業者の支援	- 18 -
○ 自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金	- 18 -
○ 高度技術者育成推進助成金	- 19 -
○ 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減	- 19 -
○ 固定資産税減免措置（柏崎市企業振興条例）	- 20 -
○ 設備投資への奨励金（柏崎市企業振興条例）	- 21 -
○ 企業立地支援補助金	- 22 -
○ 企業立地促進助成金	- 22 -
○ 相談員事業	- 22 -
○ ものづくりチャレンジ支援事業	- 22 -
○ 見本市等出展支援事業	- 23 -
○ ものづくり産地PR事業	- 23 -
○ インキュベート施設	- 23 -
○ 知的財産権取得支援助成金	- 24 -
○ ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金	- 24 -
6 情報産業事業者の支援	- 25 -
○ IT商品開発支援補助金	- 25 -
○ 高度技術者育成推進助成金（再掲）	- 25 -
○ 知的財産権取得支援助成金	- 25 -
○ IT経営・相談事業（再掲）	- 26 -
7 事業者等の支援	- 26 -
○ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金	- 26 -
○ 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減（再掲）	- 27 -
○ 固定資産税減免措置（柏崎市企業振興条例）（再掲）	- 28 -
8 環境対策に取り組む事業者の支援	- 29 -
○ 電気自動車等普及促進税制	- 29 -
○ 電気自動車等購入補助金	- 29 -
○ 柏崎市E C O 2プロジェクト補助金	- 30 -
○ 低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金	- 32 -
9 融資制度及び利子補給等制度	- 32 -
○ 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）	- 32 -
○ 地方産業育成資金（市制度融資）	- 32 -
○ 地域産業活性化資金（市制度融資）	- 33 -
○ 設備投資促進資金（市制度融資）	- 33 -
○ 工場立地促進資金（市制度融資）	- 33 -
○ 新潟県信用保証協会の信用保証料補給	- 34 -
○ 県制度融資に対する利子補給	- 34 -
10 雇用・職場環境整備支援	- 34 -
○ ワークサポート柏崎	- 34 -

○ 採用活動支援補助金	- 35 -
○ 働きやすい職場環境づくり推進補助金	- 36 -
○ 男性の育児休業取得促進事業奨励金	- 36 -
○ 障がい者トライアル雇用助成金	- 37 -
○ 障がい者活躍推進アドバイザー	- 38 -
11 U・ターン	- 38 -
○ 柏崎市U・ターン情報ステーション	- 38 -
○ 移住マッチングサイト「くじらと。」	- 38 -
○ U・ターン住宅取得助成金	- 38 -
○ ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金（奨学金返還補助）	- 39 -
○ 首都圏移住・就業者支援補助制度	- 40 -
○ 子育て世帯移住・就業者支援補助制度	- 40 -
《資料編》	- 41 -

制度・事業編

1 相談窓口

○ 経営相談

事業計画策定、金融（運転、設備等）、税務、経理（帳簿、伝票等記帳、決算、申告）、労務、各種補助金申請及び共済（経営者・従業員の福利厚生）などの経営全般に関わる相談を受け付けます。

- 【開設場所】 柏崎商工会議所
- 【開設日】 会議所業務日
- 【開設時間】 午前8時30分～午後5時
- 【対応者】 商工会議所の経営指導員ほか
- 【相談料】 無料（創業相談を除き、商工会議所会員に限る。）
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 創業・事業承継相談

創業や事業承継をお考えの方に寄り添いながら、個別相談を行います。

- 【開設場所】 柏崎商工会議所
- 【開設日】 会議所業務日
- 【開設時間】 午前8時30分～午後5時
- 【対応者】 商工会議所の経営指導員ほか
- 【相談料】 無料（創業相談を除き、商工会議所会員に限る。）
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 経営・創業相談会

創業予定者及び経営革新に取り組む個人及び企業を対象に、専門家による経営上の課題解決に関する定例相談会を行います。

- 【開設場所】 柏崎商工会議所
- 【開設日】 毎月第2・4木曜日（要事前予約）
- 【開設時間】 午後1時30分～午後4時30分
- 【対応者】 相談員 小松 俊樹（㈲MCA代表取締役）
- 【相談料】 無料（創業相談を除き、商工会議所会員に限る。）
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 法律相談会

商工業者を対象に、債権回収、不動産売買及び商取引の契約トラブルなどの諸問題に関する法律相談窓口を開設します。

- 【開設場所】 柏崎商工会議所
- 【開設日】 原則毎月第2木曜日（要事前予約）
- 【開設時間】 午後1時30分～午後4時
- 【対応者】 弁護士
- 【相談料】 無料（商工会議所会員に限る。）
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 無料法律相談会

地域住民及び商工業者を対象に、弁護士による無料法律相談会を開催します。
相談時間は、30分以内で、事前予約が必要です。

【開設日・場所】 7月13日（月） 西山町いきいき館

9月10日（木） 西山町いきいき館

ただし、変更となる場合があります。

【開設時間】 午前10時～正午

【相談料】 無料

【問合せ先】 柏崎市商工会（西山町いきいき館内） TEL 47-2086

○ 専門家派遣事業

経営上の様々な課題解決や新たな取組に対するアドバイスなどについて、専門家を派遣し、個別相談を行います。

【相談料】 無料又は一部負担（商工会議所会員に限る。）

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 税務相談会

事業経営や生活の中で生じる税に関する様々な疑問や心配事について、専門家による定例相談会を行います。

【開設場所】 柏崎商工会議所

【開設日】 原則毎月第2木曜日（事前予約制）

【開設時間】 午後1時30分～午後4時

【対応者】 関東税理士会柏崎支部会員税理士

【相談料】 無料（商工会議所会員に限る。）

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 労働相談会

労働や雇用に関する様々な疑問や心配事について、専門家による相談会を行います。

【開設場所】 柏崎商工会議所

【開設日】 毎月第3木曜日（事前予約制）

【開設時間】 午後1時30分～午後4時

【対応者】 柏崎市内社会保険労務士

【相談料】 無料（商工会議所会員に限る。）

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 金融斡旋関連相談

日本政策金融公庫及び柏崎商工会議所による、金融に関する相談会を行います。

【開設場所】 柏崎商工会議所

【開設日】 原則月2回（第2・第4金曜日）

【対応者】 日本政策金融公庫担当者

柏崎商工会議所経営指導員は随時相談を受付けます

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 販促アドバイザーによる巡回相談

販売促進アドバイザーが個店を巡回し、店舗レイアウト、陳列及びPOPについて助言します。

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 技術アドバイザーによる巡回相談

技術アドバイザーが工場を巡回し、製品開発及び加工技術について助言します。

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ IT経営・相談事業

市内情報産業事業者の経営基盤の強化を図るため、事業拡大に向けた経営計画の策定や、国・県等による各種IT関連支援策の活用に向けた助言等の支援を行います。

【対象者】 情報サービス業及びインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者

【支援内容】 (1) 経営計画の策定・実施に係る各種助言
(2) 技術的助言や関係事業者の紹介（事業者マッチング）
(3) 情報提供（IoT、AIの導入に係る専門家の紹介等）
(4) 国、県等の各種IT関連支援策の活用に関する助言等

【費用】 無料

【申込み】 申込書に必要事項を記入の上、柏崎市産業振興部ものづくり振興課に提出

【支援者】 柏崎市情報政策官 吉田 大祐

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ DX推進のための個別相談事業

DXの推進による生産性の向上、サービスの創出等を目指す企業に、無料の個別相談窓口を設置します。

【申込方法】 柏崎iT・ソフトウェア産業協会ホームページのお問い合わせフォーム又は電話での申込み

【問合せ先】 柏崎iT・ソフトウェア産業協会（(株)カシックス内） TEL 22-7337

2 人材育成（セミナー）

○ 新入社員セミナー

事業所の新入社員を対象に、社会人としての心構え、コミュニケーションの大切さ及び接客対応などの研修を行います。

【開催時期】 4月

【回数】 2日間

【会場】 柏崎商工会議所

【受講料】 有料

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 新入社員フォローアップセミナー

入社し6か月が経過した新入社員を対象に、社会人としての心構え、コミュニケーションの大切さ及び接客対応などのフォローアップ研修を行います。

- 【開催時期】 10月頃
- 【会場】 柏崎商工会議所
- 【受講料】 有料
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 機械金属製造業向け新入社員実務講座

機械金属製造業の新入社員を対象に、金属加工の知識や安全衛生教育、5Sの知識などの実務に役立つ研修を行います。

- 【開催時期】 4月
- 【研修期間】 2～3日間
- 【会場】 柏崎商工会議所
- 【受講料】 有料
- 【問合せ先】 柏崎技術開発振興協会（柏崎商工会議所内） TEL 22-3161

○ キャリアアップ（資格試験）支援

市内で資格検定試験を受験できます。

- 【実施検定】 珠算、簿記
- 【開催時期】 6月～翌年2月
- 【回数】 珠算・簿記3回
- 【会場】 柏崎商工会議所
- 【受験料】 各検定、各級による
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 中小企業相談所経営セミナー

財務セミナー、経営革新セミナーなど知識の普及や啓発、特定の知識や技術の習得を目的にした実務的な研修会を行います。

- 【開催時期及び回数】 不定期
- 【会場】 柏崎商工会議所
- 【受講料】 有料（1,000円～3,000円程度）
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 技術者育成支援事業（ものづくりマイスターカレッジ長期研修）

機械金属関連の汎用加工技術を中心とした基盤技術を継承するため、市内企業の熟練技能者を講師に柏崎地域機械技能士会、新潟工科大学、柏崎工業高等学校と連携し、切削加工を中心とした技術講習を実施します。

- 【内容】 検定受検コース（数値制御機械、マシニングセンタ、機械検査）
- 【人員】 定員10名程度
- 【実施時期】 上期：3月～7月 下期：8月～12月
- 【会場】 柏崎市ものづくり活性化センター、新潟工科大学
- 【問合せ先】 柏崎技術開発振興協会（柏崎商工会議所内） TEL 22-3161

○ 技術者育成支援事業（ものづくりマイスターカレッジオーダー研修）

企業のニーズに対応した在職者訓練を実施します。

【内 容】 各種オーダー研修

【実施時期】 随時

【会 場】 柏崎市ものづくり活性化センター、申込先企業

【問合せ先】 柏崎技術開発振興協会（柏崎商工会議所内） TEL 22-3161

○ ものづくり魅力発信・創造事業

市内のものづくり産業の人材確保を目的として、大学生を対象に市内製造業の見学会及び企業研究会を実施します。

【実施時期】 5月頃及び翌2月頃の年2回

【対 象 者】 新潟工科大学 1～3年生

【見 学 先】 柏崎市内の製造業、建設業及び情報サービス業 延べ18社以上

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 工業高校生インターンシップ

工業界と工業高校相互の理解と信頼を促進し、将来の地域産業を担う人材の育成や確保につなげるため、工業高校2年生全員が市内企業で体験学習を実施します。

【実施主体】 高校生インターンシップ等推進地域協議会

【実施時期】 10月中旬の3日間

【受入事業所数】 50社程度

【問合せ先】 新潟県立柏崎工業高等学校 TEL 22-5178

○ 工業高校生デュアルシステム

インターンシップよりもさらに深く勤労観・職業観を養い、実践的な職業意識・技術を身に付けるため、工業高校2年生が市内企業において体験学習を実施します。

【実施主体】 高校生インターンシップ等推進地域協議会

【実施時期】 2月下旬～3月上旬の10日間

【受入事業所数】 5社程度

【参加生徒数】 10名程度

【問合せ先】 新潟県立柏崎工業高等学校 TEL 22-5178

○ 高度技術者育成推進助成金

職業能力やモチベーションを高め、生産性の向上や高付加価値化に取り組む中小企業者の積極的な人材育成を後押しします。

【対 象 者】 製造業又は情報通信業のうち情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者及び柏崎市内を主な勤務場所とする従業員

【対象経費】 (1) 資格等の受験又は受講手数料（合格又は修了した場合のみ。振込手数料を除く。）

(2) 資格等の取得に当たり研修修了が資格認定の要件となる場合の研修受講料

(3) 中小企業大学校及びにいがた産業創造機構の研修受講料

【助成金額】 (1) 全額（上限10万円／人・20万円／企業）

(2) 研修受講料の2分の1（上限10万円）

(3) 研修受講料の2分の1（上限3万円／人・10万円／企業）

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ DX人材養成講座

初心者でも安心して学べるように設計された「AIを活用したプログラミング講座」を実施します。

- 【実施時期】 6月～10月（予定）
- 【会場】 新潟工科大学
- 【講師】 新潟工科大学 教授 佐藤栄一
- 【受講料】 5,000円（予定）
- 【問合せ先】 新潟工科大学産学交流センター TEL 22-8110

○ 柏崎i T部活

市内の学校に通う中高生を対象に、最新のIT技術や知識、プログラミング技術に触れることでIT力向上を支援する柏崎i T部活を開催します。

- 【実施時期】 6月～10月（予定）
- 【会場】 K. V i v o（予定）
- 【講師】 柏崎i T・ソフトウェア産業協会
- 【受講料】 無料
- 【問合せ先】 柏崎i T・ソフトウェア産業協会（株ユニテック内） TEL 22-0555

○ 「IT力」を身につけるためのITパスポート講座

市内企業の従業員や地域での就職を目指す学生に対し、ITパスポート試験の学習を通じてIT力を養う講座を開催します。

- 【実施時期】 上半期 5月～6月 下半期 10月～11月
- 【開校時間】 18:30～20:00
- 【講師】 新潟工科大学 教育センター 准教授 渡邊壮一
- 【受講料】 無料（テキスト代は別途）
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326
新潟工科大学地域産学交流センター TEL 22-8110

○ あきんどスキルアップセミナー

商業・サービス業等の店頭販売員の接客スキルアップ、販売促進手段についての実務セミナーを行います。

- 【開催期日】 10月～2月頃
- 【回数】 2回程度
- 【会場】 柏崎商工会議所
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ あきんど人材育成事業（自分みがき事業）

商業・サービス業等に携わる経営者や従業員が自己研鑽のために参加する研修会等の受講料の一部を補助します。

- 【対象者】 柏崎あきんど協議会加盟構成団体（柏崎商工会議所、商工会、商店街振興組合、業種組合等）に属する中小企業者の経営者及びその従業員
- 【補助率】 研修受講料の2分の1以内
- 【補助限度額】 1研修会につき3万円（なお、1事業者当たり合計6万円が上限）
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161
柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 自店の強み発見セミナー（B to C）＋フォローアップ巡回

自店の強みを改めて認識し、新規顧客へのアプローチや既存客の深耕と事業を再構築するためのセミナーを行います。

【開催期日】 未定

【回数】 全2～3回程度

【会場】 柏崎商工会議所

【フォローアップ】セミナー講師が、後日店舗を訪問し、フォローアップを行います。

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 建設技術研修会

建設業者を対象に、基礎知識や今日的課題の知識を提供する研修会を行います。

【開催期日】 12月～3月

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

3 創業・起業の支援

○ 柏崎・社長のたまご塾（★特定創業支援事業）

創業を考えている方が、スタートラインに立つときに必要な基本知識や経営安定に役立つ知識を、仲間と学ぶための創業塾です。

【開講時期】 春（5月スタート）、秋（10月スタート）の年2回開講

【カリキュラム】 スタートアップ編 平日の夜間（2時間程度）×全6回

ブラッシュアップ編 平日の夜間（1～2時間程度）×全4回

※ブラッシュアップ編はスタートアップ編修了者が対象

（過去にスタートアップ編を修了した方も受講可）

【会場】 柏崎市産業文化会館他

【受講料】 スタートアップ編 6,000円

ブラッシュアップ編 4,000円

【問合せ先】 柏崎信用金庫本部地域支援室 TEL 24-3321

柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 個別特定創業相談（★特定創業支援事業）

創業・起業を志す方への相談と個別支援を行います。柏崎・社長のたまご塾の日程を逃した方も対象です。

【開設場所】 柏崎商工会議所、柏崎市商工会、柏崎信用金庫及び第四北越銀行

【開設日】 随時

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

柏崎市商工会 TEL 47-2086

柏崎信用金庫 TEL 24-3321

第四北越銀行 TEL 025-229-8164

○ やさしい創業準備セミナー

【開設期日】 未定

【会場】 柏崎商工会議所

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ かしわざき創業者支援補助金

創業時に行う広告宣伝や事務所の改装等に係る費用を補助します（業種の限定あり）。

- 【対象者】 (1) 特定創業者：柏崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援の修了後、6か月以内に市内で創業する方で、市が発行する証明書の発行資格を有する方
(2) 一般創業者：認定支援機関の支援を受けて創業計画を作成し、連携創業支援事業者の確認を受けてから6か月以内に市内で創業する方
- 【対象事業】 創業後1年以内に実施する広告宣伝費及び事業所の改装費等
- 【補助率・限度額】 (1) 特定創業者：広告宣伝費10分の10・最大30万円、
改装費等2分の1・最大30万円 計60万円
(2) 一般創業者：広告宣伝費10分の10・最大10万円、
改装費等2分の1・最大10万円 計20万円
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ かしわざき創業者家賃補助金

創業時にかかる事業所・店舗の家賃及び柏崎コワーキングスペースK. V i v oの月額利用料を補助します（業種の限定あり）。

- 【対象者】 (1) 特定創業者：柏崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援の修了後、6か月以内に市内で創業する方で、市が発行する証明書の発行資格を有する方
(2) 一般創業者：認定支援機関の支援を受けて創業計画を作成し、連携創業支援事業者の確認を受けてから6か月以内に市内で創業する方
- 【対象事業】 創業後1年以内に発生する事業所・店舗の家賃及びK. V i v o月額利用料
- 【補助率・限度額】 (1) 特定創業者：家賃（K. V i v o月額利用料含む）
10分の10・最大20万円
(2) 一般創業者：家賃（K. V i v o月額利用料含む）
2分の1・最大10万円
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 新潟県中小企業創業等支援資金にかかる信用保証料補給

新潟県制度融資「中小企業創業等支援資金」を借り入れた場合、借入時に掛かる信用保証料の一部又は全額を補給します。

- 【対象者】 新潟県中小企業創業等支援資金の創業枠（一般要件・金融機関提案要件）、第二創業枠（一般要件・金融機関提案要件）及び再チャレンジ枠を借り入れた方
- 【補給割合】 創業枠（一般要件・金融機関提案要件） 100%
第二創業枠（一般要件・金融機関提案要件）、再チャレンジ枠0～50%
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 創業支援利子補給金

市内で創業し、創業後5年以内に創業向け融資を借り入れた方に対し、支払利子額の一部を補給します。

- 【対象融資】 (1) 市内の金融機関における創業向けの融資
(2) 日本政策金融公庫国民生活事業における創業向けの融資
(3) 新潟県中小企業創業等支援資金
(4) 柏崎市地域産業活性化資金
- 【対象者】 通常枠：創業後5年以内に創業資金を借り入れた方
特別枠：市が認定した特定創業支援事業修了後、6か月以内に創業し、創業後1年以内に創業資金を借りる方
- 【対象限度額】 500万円
- 【利子補給利率】 通常枠：融資利率の1.0%を超える部分を上限2.0%まで補給
特別枠：融資利率2.0%まで補給
- 【補給期間】 借入日から5年間
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 空き店舗活用創業等支援事業補助金

中心商店街を含む市内商業地域の空き店舗等を解消するとともに、創業を支援することで、商業活性化及びにぎわい創出を図るため、当該地域の空き店舗等で新規開店する方に経費の一部を補助します。

- 【対象地域】 (1) 以下のいずれかの商店街
柏崎駅前商店街振興組合、柏崎駅仲商店街振興組合、協同組合柏崎ニコニコ商店街、本町五丁目振興会、柏崎市本町六丁目商店街振興組合
- (2) 柏崎市が制定する都市計画において、用途地域のうち「商業地域」として定める区域
- 【対象者】 新たに創業しようとする方又は移転して開業する方で、次のいずれにも該当するもの。(開業後、商店街に所在する空き店舗等の場合は商店街振興組合及び柏崎商工会議所、それ以外に所在する空き店舗等の場合は柏崎商工会議所に加入することが条件。)
- (1) 本店所在地又は住所が市内であること。
- (2) 開業する業種は、「小売業」、「飲食サービス業」、「生活関連サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業」などで、一部業種（「酒場、ビアホール」「バー、キャバレー、ナイトクラブ」など）を除く。
- (3) 昼間営業（12時から13時までを含む10時から16時までの間）を3時間以上営業するもの
- (4) 賃貸物件の場合は、1年以上賃借して事業活動を行うこと。
- (5) 物件取得の場合は、補助対象者自らが当該店舗で1年以上事業活動を行うこと。
- 【対象施設】 店舗及び診療所等

【対象経費等】

区 分	補助対象経費	補助率A ※6	補助率B ※7	補助限度額
創業① ※1	開業時に掛かる改装費（什器、備品含む）、広告宣伝費	2/3	1/2	30万円
	家賃	2/3	1/2	20万円
第二創業② ※2	開業時に掛かる改装費（什器、備品含む）、広告宣伝費	2/3	1/2	20万円
	家賃	2/3	1/2	10万円
第二創業③ ※3	開業時に掛かる改装費（什器、備品含む）	2/3	1/2	15万円
移転・支店の開設 ※4	開業時に掛かる改装費（什器、備品含む）、広告宣伝費	2/3	1/2	15万円
共通	トイレ新設費（購入・設置・配管）※5	2/3	1/2	30万円

※1 全くの新規開業を行う方

※2 対象区域外からの移転を伴う新分野への事業展開を行う方。対象区域内の店舗を残しつつ、他の空き店舗等を活用して新分野への事業展開を行う方

※3 対象区域内の店舗を閉鎖し、他の空き店舗等を活用して新分野への事業展開を行う方

※4 既存事業者が同じ業種のまま、移転又は支店として商売を始める方

※5 賃貸の場合は店舗部分に、取得の場合は対象物件にトイレが全く備わっていない場合のみ対象。既存の設備の単なる維持・修繕・交換する費用は対象外。

※6 この補助率は、域外から指定商店街へ出店する場合に適用される。

※7 この補助率は、域外から指定商店街を除く商業地域へ、または、指定商店街を除く商業地域から指定商店街へ出店する場合に適用される。

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 法人登記の登録免許税の減免

特定創業支援（★特定創業支援事業）を修了した方が、法人として創業する時又は創業後5年以内に法人化する時に掛かる登録免許税について、減免を受けることができます。

※設立登記の際に証明書が必要になるため、登記前に証明書の発行を受ける必要があります。登記後に減免を受けることはできません。

【対象者】 柏崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援を修了し、その証明書を有する方

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 創業資金にかかる信用保証枠の拡大

特定創業支援（★特定創業支援事業）を修了した方が、新潟県信用保証協会の保証を受けて創業資金を借り入れる場合、通常より早期に申込みができるほか、信用枠の拡大を受けることができます。

【対象者】 柏崎市創業支援事業計画に基づく特定創業支援を修了し、その証明書を有する方

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 事業引継支援補助金

事業承継や M&A に関する業務を士業等専門家（司法書士、中小企業診断士、税理士など）に委託した経費の一部を補助します。

【対象者】 以下を全て満たす中小企業

- (1) 市内に本社又は住所を有する。
- (2) 他団体から同様の補助金の交付を受けていない。
- (3) 市税を完納している。
- (4) 事業承継を完了してから1年以内である。

【補助率】 対象経費の2分の1以内

【補助限度額】 20万円

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

4 事業者の支援

○ 魅力づくり応援事業補助金

地域の活性化や商業の活性化に向けた取組を行う事業者に対し、経費の一部を補助します。

【対象者】 次のいずれかに該当するもの

- (1) 柏崎商工会議所小売商業部会及びサービス部会のいずれかを主たる所属部会とするもの
- (2) 柏崎市商工会の会員であって、小売業及びサービス業のいずれかを営むもの
- (3) 協議会を構成する商店街振興組合、業種組合
- (4) 協議会を構成する商店街振興組合、業種組合に加盟する事業所
- (5) (1)から(4)のいずれかで構成するグループ
- (6) 柏崎あきんど協議会会長の承認を得た団体

【対象事業】 2月1日から翌年1月末までに実施する事業であって、地域の活性化やにぎわい創出に資するイベント等

【補助率】 新規事業は対象経費の3分の2以内、継続事業は3分の1以内
ただし、(5)の対象者のうち、45歳以下の者が4分の3を占める場合又は創業3年以内の者が4分の3を占める場合は、新規事業は対象経費の4分の3以内、継続事業は3分の2以内

【補助限度額】 (1)~(5)の対象者は30万円、(6)の対象者は20万円

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335
柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 需要創出支援事業補助金

商品等の販路開拓、新たな見込み顧客への情報発信、新商品の開発及び消費者指向の情報収集など事業拡大を目的とした取組を行う事業者に対し、経費の一部を補助します。

【対象者】 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 柏崎商工会議所小売商業部会及びサービス部会のいずれかを主たる所属部会とするもの
- (2) 柏崎市商工会の会員であって、小売業及びサービス業のいずれかを営むもの
- (3) 協議会を構成する商店街振興組合、業種組合に属する事業所

【対象事業】 2月1日から翌年1月末日までに実施する以下の事業

- (1) 見本市・展示会・商談会
- (2) 新商品開発・新サービス開発
- (3) 市場調査
- (4) 試験的販売
- (5) 新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入

【補助率・補助限度額】 申請内容により補助率・限度額が変わります。

区分	補助率	上限額
(1) 見本市・展示会・商談会	2/3	30万円
(2) 新商品開発、新サービス開発	2/3	30万円
(3) 市場調査	2/3又は 1/2	20万円
(4) 試験的販売	2/3	30万円
(5) 新たな事業展開・販路拡大に資する設備導入の事業	2/3又は 3/4	35万円

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ はなまるクーポン事業

市内商業・サービス業等の店舗への買い回り促進及び新規来店の動機付けを目的に、クーポン事業を実施します。

【実施期日】 1月中旬～2月中旬

【参加店】 148店（令和7（2025）年度実績）

【内容】

- ・参加店のサービス内容を掲載したクーポン券付きチラシを全戸配付
- ・消費者が参加店にクーポン券を持参することで、各店舗独自のサービスを提供
- ・参加店でのクーポン利用と連動したスタンプラリーを実施し、3店舗の押印により抽選で“はなまる商品券”を進呈（参加登録店で使用可能）

【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ ほんちょうマルシェ

中心市街地のにぎわい創出と、参加店と消費者との出会いの場として、マルシェを開催します。

- 【実施日】 未定
- 【会場】 東本町フォンジェストリート棟前 他
- 【参加店】 20～30店舗
- 【内容】 小売業・サービス業等の事業者又はグループによる、飲食・食品・雑貨・アクセサリー・生活用品等の販売及び販促イベントの実施
- 【問合せ先】 柏崎商工会議所 TEL 22-3161

5 工業者の支援

○ 自動車・環境エネルギー産業等参入支援補助金

自動車産業、環境エネルギー産業など成長分野への参入に向けた事業活動に対する補助事業パッケージです。

●脱炭素電力の調達に対する補助金

成長分野への参入に当たり、今後重要性が高まると見込まれる脱炭素電力の活用、脱炭素電力への転換を支援します。

- 【対象者】 市内事業所で使用する電力の一部又は全部において、脱炭素電力を調達している中小企業者
- 【対象事業】 市内事業所で使用する電力の一部又は全部について、特別の料金負担がある脱炭素電力を調達する事業
- 【対象経費】 電気料金のうち、特別な料金負担により調達する脱炭素電力の調達に係る従量料金
- 【補助金の額】 対象経費に4/5を乗じて得た額とし、これが補助限度額に満たない場合は、同額を中小企業者が支出した電気料金の範囲で加算する。
- 【補助限度額】 300万円

●成長分野参入を目指した機械装置導入費用に対する補助金

成長分野への参入に当たり、新たな製品の製造に必要な機械装置の導入を支援します。

- 【対象者】 市内中小製造事業者又はリース事業者
- 【対象事業】 市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて導入する機械装置であり、以下要件のいずれかを満たす事業
 - ア 補助対象設備において使用する電力が特別の料金負担により調達した脱炭素電力又は自らの発電により利用する脱炭素電力を含むものであること。
 - イ 補助対象設備の使用エネルギーを化石燃料から電力へ転換すること。
 - ウ 補助対象設備について、入替え前の設備又は同型の旧設備と比較して省エネルギー効果が確認できること。
- 【対象経費】 補助対象設備の導入に要する経費。リースの場合は、物件金額。
- 【補助率】 対象経費の1/10
- 【補助限度額】 200万円（申請者がリース事業者の場合は、取引をしている市内中小製造事業者当たり200万円として合算した額）

●試作・サンプル品製作に対する補助金

成長分野からの受注獲得に向けて求められる試作やサンプル品提出に要した原材

料費等を補助し、積極的な事業展開を支援します。

- 【対象者】 市内中小製造事業者
- 【対象事業】 自動車・環境エネルギー産業等の成長産業への進出を目的として、試作・サンプル品を製作する事業
- 【対象経費】 試作・サンプル品の製作に係る原材料費、外注加工費その他必要と認められる費用。人件費及び製作に要するエネルギー費用は除く。
- 【補助率】 対象経費の1/2
- 【補助限度額】 100万円
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 高度技術者育成推進助成金

職業能力やモチベーションを高め、生産性の向上や高付加価値化に取り組む中小企業の積極的な人材育成を後押しします。

- 【対象者】 製造業又は情報通信業のうち情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者及び柏崎市内を主な勤務場所とする従業員
- 【対象経費】 (1) 資格等の受験又は受講手数料（合格又は修了した場合のみ。振込手数料を除く。）
(2) 資格等の取得に当たり研修修了が資格認定の要件となる場合の研修受講料
(3) 中小企業大学校及びにいがた産業創造機構の研修受講料
- 【助成金額】 (1) 全額（上限10万円/人・20万円/企業）
(2) 研修受講料の2分の1（上限10万円）
(3) 研修受講料の2分の1（上限3万円/人・10万円/企業）
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた先端設備等について、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

※企業振興条例に基づく奨励金との併用はできません。

- 【対象者】 市内に事業所を有する中小企業者等（市全域、全業種が対象）
- 【要件】 1. 5%以上の賃上げ表明が含まれ、柏崎市の認定を受けた先端設備等導入計画に則って導入された設備
- 【対象設備】 (1) 機械装置 160万円以上（以下、最低取得価格）
(2) 測定工具及び検査工具 30万円以上
(3) 器具備品 30万円以上
(4) 建物附属設備 60万円以上
- 【設備要件】 ・雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを位置付けた先端設備等導入計画に従って取得する設備であること。
・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された設備であること。
・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。
・中古資産でないこと。
- 【特例率・期間】 < 1.5%以上の賃上げ表明されたもの >
3年間、課税標準を1/2に軽減

< 3%以上の賃上げ表明されたもの >

5年間、課税標準を1/4に軽減

※いずれも先端設備等導入計画の認定後、令和9（2027）年3月31日までに取得した設備

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 固定資産税減免措置（柏崎市企業振興条例）

市内において工場や生産設備等の新・増設を促進するため、固定資産税を減免（不均一課税又は課税免除）します。

※企業振興条例に基づく一部の奨励金との併用はできません。

● 不均一課税

【適用要件】 ・土地を除く建物、設備等の取得価額が2,700万円を超えること。
・市税の滞納がないこと。
・固定資産の申告が正しくなされていること。

【対象地域】 市内全域（高柳・西山地域を除く。）

【業 種】 製造業、道路貨物運送業（※）、こん包業（※）、卸売業（※）
※設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。

【対象設備】 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したもの）、建物、償却資産のうち機械・装置
※取替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上増加したものに限ります。

【軽減期間】 3年間

【軽減内容】 第1年度：100%、第2年度：75%、第3年度：75%

● 高柳・西山地域を対象とした課税免除

【適用要件】 ・市税の滞納がないこと。
・固定資産の申告が正しくなされていること。
・青色申告をしている法人又は個人であること。

【対象地域】 高柳・西山地域

【業 種】 製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等

【取得価額】 製造業・旅館業（下宿営業を除く）

資本金	取得価額
5,000万円以下	500万円以上
5,000万円超1億円以下	1,000万円以上
1億円超	2,000万円以上

農林水産物販売業・情報サービス業等：500万円以上の取得価額
※取得価額の対象範囲

- (1) 建物とその附属設備（製造業の場合：工場用の建物とその附属設備）
- (2) 償却資産（構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両、運搬具、工具、器具・備品）

【対象設備】 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したもの）、建物、償却資産のうち機械・装置
※取替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上増加したものに限ります。

【軽減期間】 3年間

【軽減内容】 免除

●地域経済牽引事業計画の策定に基づく課税免除

【適用要件】 地域経済牽引事業計画を策定し、新潟県知事の承認を受け、かつ、主務大臣の確認を受けていること。

【対象地域】 市内全域

【業 種】 新潟県ないし中越3市の同意基本計画で定める分野に該当する業種
例：成長ものづくり分野、環境・エネルギー関連分野等

【取得価額】 1億円超

【対象設備】 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したもの）、建物、償却資産のうち構築物

【軽減期間】 3年間

【軽減内容】 課税免除

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 設備投資への奨励金（柏崎市企業振興条例）

製造の事業を行う工場の設備投資を促進するため、奨励金を交付します。

※中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例との併用はできません。また、奨励金の種別により、企業振興条例に基づく固定資産税の減免との併用ができないことがあります。

●固定資産税の減免と併用しない場合

【適用要件】 ・製造用の機械及び装置の取得価額（リースを含む。）の合計額が1,000万円を超えること。
・市税の滞納がないこと。
・固定資産の申告が正しくなされていること。

【対象地域】 市内全域

【対象資産】 新・増設した機械及び装置

【奨励内容】 機械及び装置の取得価格の2%相当額の奨励金を交付

●工場誘導地区等に新規立地する場合

【適用要件】 ・企業振興条例に基づく不均一課税の適用を受けていること。
・工場誘導地区等に新たに立地すること。

【対象地域】 7つの工業団地（柏崎フロンティアパーク、柏崎機械金属工業団地、柏崎臨海工業団地、剣工業団地、藤井工業団地、柏崎田尻工業団地、西山工業流通団地）と都市計画法上の工業地域（田塚一丁目、田塚二丁目、田塚三丁目、三和町、東長浜町、茨目三丁目、安政町、豊町、扇町、宝町、松波二丁目、松波四丁目、藤元町、北斗町の一部）

【対象資産】 機械及び装置、建物及びその附属設備、土地

【奨励内容】 企業振興条例に基づく不均一課税により課される固定資産税額を上限に2か年度にわたり奨励金を交付

●特認奨励企業の指定を受けている場合

【適用要件】 ・企業振興条例に基づく不均一課税又は課税免除の適用を受けていること。
・特認奨励企業の指定を受けていること。

【対象地域】 市内全域

【対象資産】 機械及び装置、建物及びその附属設備、土地

【奨励内容】 市が課す固定資産税額を上限に3か年度にわたり奨励金を交付

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 企業立地支援補助金

製造業を営む企業が市内に新たに工場を建設して操業し、一定の要件を満たす場合、水道料金及び下水道使用料の20%～50%相当額の補助金を5年間交付します。

【適用要件】 工場の操業に伴う新規常用雇用者があり、水道使用量が月平均2,000m³以上あること。

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 企業立地促進助成金

製造業又は承認地域経済牽引事業計画に従って実施される事業（電気業を除く。）に供する工場等の敷地である土地を操業前3年以内に新たに取得し、一定の要件を満たす場合、新規雇用者数に応じ、用地取得費及び建物等取得費の一部を助成金として交付します。

【適用要件】 1,000m²以上の用地を取得した対象地域内への立地であって、新規常用雇用者を雇用

【対象地域と助成率】

※7つの工業団地（柏崎フロンティアパーク、柏崎機械金属工業団地、柏崎臨海工業団地、剣工業団地、藤井工業団地、柏崎田尻工業団地、西山工業流通団地）と都市計画法上の工業地域（田塚一丁目、田塚二丁目、田塚三丁目、三和町、東長浜町、茨目三丁目、安政町、豊町、扇町、宝町、松波二丁目、松波四丁目、藤元町、北斗町の一部）

：20%

※その他市長が認める国有地及び公有地：新規常用雇用者数に応じ20%～50%

【助成限度額】 用地取得費に対する助成限度額：1億円

建物等取得費に対する助成限度額：3,000万円

※新規雇用者についても1人につき10万円の助成金を交付（限度額2,000万円）

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 相談員事業

企業の個別課題に応じた専門アドバイザーを派遣し、課題解決を支援します。人材育成コーディネーターや提携技術指導アドバイザーに加え、販路開拓・製品企画・組織マネジメント・知財相談・補助金相談など、幅広い分野の相談に対して外部アドバイザーから適任者を派遣します。

【対象者】 柏崎商工会議所の機械金属工業部会又は一般工業部会に属する市内中小企業者

【派遣費用】 1案件ごとに最大3回まで無料（相談内容によって有料となる場合があります。）

【問合せ先】 柏崎技術開発振興協会（柏崎商工会議所内） TEL 22-3161

○ ものづくりチャレンジ支援事業

製品開発又は生産技術の開発等のものづくりにチャレンジする経費を助成することにより、製品又は技術の高付加価値化、生産効率の向上を支援します。

【対象者】 ・柏崎市内に事業所を有し、柏崎商工会議所機械金属工業部会又は一般工業部会のいずれかに所属している。

- ・ 柏崎市内の事業所で本事業を実施する。
- ・ 柏崎市税を滞納していない。
- 【対象事業】 製品、工法、技術、装置等の開発・改善を目的とした事業
- 【対象経費】 調査研究費、原材料費、機械装置費、委託外注費、共同研究費
- 【助成率】 2/3 ※機械装置費及び委託外注費は各上限100万円
- 【助成限度額】 250万円
- ※大学等・公設試験研究機関との共同研究事業は助成金を10%上乘せ
- 【問合せ先】 柏崎技術開発振興協会
柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326
柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ 見本市等出展支援事業

見本市等に出席して新たな事業展開や有望な産業分野への進出を目指す企業に対する助成を行います。

- 【対象者】 柏崎市内に事業所を有する柏崎商工会議所の機械金属工業部会又は一般工業部会に属する市内中小企業者
- 【対象事業】 令和8（2026）年1月1日～令和8（2026）年12月31日に開催された見本市（オンライン見本市含む）への出展
- 【対象経費】 (1) 見本市（対面型）：会場借上費・ブース装飾費・コンテンツ製作費
(2) オンライン見本市（非対面型）：出展料・コンテンツ製作費
※コンテンツ製作費…出展時に使用するインターネットページ及び動画等の作成に係る経費
※出展料…参加料及び登録料
- 【助成率】 対象経費の3分の2
- 【助成限度額】 見本市（対面型）：50万円
オンライン見本市（非対面型）：25万円
- 【問合せ先】 柏崎技術開発振興協会
柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326
柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ ものづくり産地PR事業

市外で開催される見本市に共同出展し、柏崎地域が高い技術力を有するものづくり産業の集積地であることを広くPRするとともに、参加企業の受注開拓を支援します。

- 【対象者】 柏崎商工会議所の機械金属工業部会又は一般工業部会に属する中小企業
- 【対象事業】 機械要素技術展等
- 【問合せ先】 柏崎技術開発振興協会
柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326
柏崎商工会議所 TEL 22-3161

○ インキュベート施設

ものづくり活性化センター内に整備された研究室を低額で貸し出し、創業（開業）や研究開発を支援します。

研究室（55.9㎡） 使用料40,790円/月

※使用期間は3年以内（1回に限り更新可能）、光熱費は別途使用者負担

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326



新潟工科大学隣接地に立地する柏崎市ものづくり活性化センター

○ 知的財産権取得支援助成金

企業競争力の強化とものづくり産業の活性化を図るため、企業の知的財産権の取得を支援します。

- 【対象者】 製造業又は情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者
- 【対象知的財産権】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- 【対象経費】 弁理士費用、特許庁への納付費用
- 【助成率】 対象経費の3分の1
- 【助成限度額】 特許権1件につき30万円、その他1件につき10万円
(年60万円の範囲内で複数の申請が可能)
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ ものづくりリーディングカンパニー成長投資助成金

地域経済を牽引する企業の創出と市内経済の好循環を図るため、高付加価値を生み出す先端設備の導入や人材開発への成長投資に助成金を交付します。

- 【対象者】 中小企業等経営強化法に基づく認定先端設備等導入計画に従って、年3%以上の労働生産性向上を達成した市内製造事業者
- 【助成率】 労働生産性向上額の2分の1
- 【助成限度額】 30万円(次に該当する場合、助成金が加算)
加算額を含む助成金の限度額は、同一年度内で100万円
(1) 新規雇用者確保枠 1人につき10万円
(2) 地域経済循環枠 1申請につき5万円
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

6 情報産業事業者の支援

○ IT商品開発支援補助金

新たなソフトウェアやサービスの開発を支援します。

- 【対象者】 情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者
- 【対象経費】 共同研究費、人件費、委託費、謝金
- 【助成率】 対象経費の2分の1
大学との共同開発事業は対象経費の3分の2
- 【補助限度額】 300万円
- 【募集件数】 1件
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 高度技術者育成推進助成金（再掲）

職業能力やモチベーションを高め、生産性の向上や高付加価値化に取り組む中小企業者の積極的な人材育成を後押しします。

- 【対象者】 製造業又は情報通信業のうち情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者及び柏崎市内を主な勤務場所とする従業員
- 【対象経費】 (1) 資格等の受験又は受講手数料（合格又は修了した場合のみ。振込手数料を除く。）
(2) 資格等の取得に当たり研修修了が資格認定の要件となる場合の研修受講料
(3) 中小企業大学校及びにいがた産業創造機構の研修受講料
- 【助成金額】 (1) 全額（上限10万円／人・20万円／企業）
(2) 研修受講料の2分の1（上限10万円）
(3) 研修受講料の2分の1（上限3万円／人・10万円／企業）
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 知的財産権取得支援助成金

企業競争力の強化とものづくり産業の活性化を図るため、企業の知的財産権の取得を支援します。

- 【対象者】 製造業又は情報サービス業若しくはインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者
- 【対象知的財産権】 特許権、実用新案権、意匠権、商標権
- 【対象経費】 弁理士費用、特許庁への納付費用
- 【助成率】 対象経費の3分の1
- 【助成限度額】 特許権1件につき30万円、その他1件につき10万円（年60万円の範囲内で複数の申請が可能）
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ I T 経営・相談事業（再掲）

市内情報産業事業者の経営基盤の強化を図るため、事業拡大に向けた経営計画の策定や、国・県等による各種 I T 関連支援策の活用に向けた助言等の支援を行います。

【対象者】 情報サービス業及びインターネット附随サービス業を主たる事業とする市内中小企業者

【支援内容】 (1) 経営計画の策定・実施に係る各種助言
(2) 技術的助言や関係事業者の紹介（事業者マッチング）
(3) 情報提供（I o T、A I の導入に係る専門家の紹介等）
(4) 国、県等の各種 I T 関連支援策の活用に関する助言等

【費用】 無料

【申込み】 申込書に必要事項を記入の上、柏崎市産業振興部ものづくり振興課に提出

【支援者】 柏崎市情報政策官 吉田 大祐

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

7 事業者等の支援

○ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

生産又は営業の目的で新設又は増設した工場、事業所などで使用する電気料金に対して給付金を交付します。

【交付要件】 (1) 新規立地や増設に伴う電力契約の増加があること。
(2) 対象事業所の新たな雇用者の増加が3人以上あること。
(3) 投資額が下記のとおりであること（※特例加算を受ける場合のみ）。
・新設の場合500万円以上
・増設の場合250万円以上

※「特例加算」＝製造業及び自治体で支援制度を整備している特定業種のみ、新規に雇用した人数に応じた額が加算されます。

【対象】 支払った電気料金（ただし、増設の場合は増加した契約電力分）

【交付額】 (1) 契約電力分
新設（増加）した契約電力に、支払電気料金に応じて定めた単価を乗じて算定した金額

$$\text{算定契約電力}^{\text{注1}} \times (\text{算定単価}^{\text{注2}} - \text{交付金単価円}^{\text{注3}}) \times \text{電気料金支払月数}$$

注1 算定契約電力は、雇用効果が3人以上20人未満の企業は1, 500kW、20人以上の企業は2, 500kWが限度となります。

注2 算定単価は別に定める算定方法により算出されます。

注3 電源立地地域対策交付金の交付対象地域における交付金単価となります。

(2) 特例加算分（特例加算対象事業所のみ算定）

$$\text{増加した雇用人数} \times 300,000 \text{円}$$

交付限度額

$$A : \text{算定電気料金} = \text{算定契約電力} \times (\text{算定単価} \times 2 - \text{交付金単位}) \times \text{支払月数}$$

$$B : \text{支払電気料金} = \text{半期における実電気料金} \times 1 - (\text{実契約電力} \times \text{交付金単価} \times \text{支払月数})$$

上記(1)+(2)とA、Bの額を比較し最も低い額が交付額となります。

【交付期間】 8年間（年2回その都度手続が必要。また、増設する場合は、交付期間の延長あり。）

～上記交付額のほかに原子力発電施設周辺地域立地給付金が交付されます。～
原子力発電所周辺地域では、電力契約（申込み）をすることで毎年給付金の交付が行われています。

《交付金額：手続不要》

	一般家庭	企業等
	電灯契約1口当たり	契約電力1kW当たり
旧柏崎市	18,912円	9,456円
旧高柳町 旧西山町	電灯契約1口当たり 14,184円	契約電力1kW当たり 7,092円

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減（再掲）

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた先端設備等について、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

※企業振興条例に基づく奨励金との併用はできません。

【対象者】 市内に事業所を有する中小企業者等（市全域、全業種が対象）

【要件】 1. 5%以上の賃上げ表明が含まれ、柏崎市の認定を受けた先端設備等導入計画に則って導入された設備

【対象設備】 (1) 機械装置 160万円以上（以下、最低取得価格）
(2) 測定工具及び検査工具 30万円以上
(3) 器具備品 30万円以上
(4) 建物附属設備 60万円以上

【設備要件】 ・雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を従業員に表明したことを位置付け

た先端設備等導入計画に従って取得する設備であること。

- ・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された設備であること。
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。
- ・中古資産でないこと。

【特例率・期間】 <1.5%以上の賃上げ表明されたもの>

3年間、課税標準を1/2に軽減

<3%以上の賃上げ表明されたもの>

5年間、課税標準を1/4に軽減

※いずれも先端設備等導入計画の認定後、令和9（2027）年3月31日までに取得した設備

【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

○ 固定資産税減免措置（柏崎市企業振興条例）（再掲）

市内において工場や生産設備等の新・増設を促進するため、固定資産税を減免（不均一課税又は課税免除）します。

※企業振興条例に基づく一部の奨励金との併用はできません。

●不均一課税

- 【適用要件】
- ・土地を除く建物、設備等の取得価額が2,700万円を超えること。
 - ・市税の滞納がないこと。
 - ・固定資産の申告が正しくなされていること。

【対象地域】 市内全域（高柳・西山地域を除く。）

【業種】 製造業、道路貨物運送業（※）、こん包業（※）、卸売業（※）

※＝設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。

【対象設備】 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したもの）、建物、償却資産のうち機械・装置

※取替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上増加したものに限ります。

【軽減期間】 3年間

【軽減内容】 第1年度：100%、第2年度：75%、第3年度：75%

●課税免除（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）

- 【適用要件】
- ・市税の滞納がないこと。
 - ・固定資産の申告が正しくなされていること。
 - ・青色申告をしている法人又は個人であること。

【対象地域】 高柳・西山地域

【業種】 製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等

【取得価額】 製造業・旅館業（下宿営業を除く）

資本金	取得価額
5,000万円以下	500万円以上
5,000万円超1億円以下	1,000万円以上
1億円超	2,000万円以上

農林水産物販売業・情報サービス業等：500万円以上の取得価額

※取得価額の対象範囲

- (1) 建物とその附属設備（製造業の場合：工場用の建物とその附属設備）
- (2) 償却資産（構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両、運搬具、工具、器具・備品）

【対象設備】 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したもの）、建物、償却資産のうち機械・装置

※取替・更新した機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上増加したものに限ります。

【軽減期間】 3年間

【軽減内容】 免除

●課税免除（地域未来投資促進法）

【適用要件】 地域経済牽引事業計画を策定し、新潟県知事の承認を受け、かつ、主務大臣の確認を受けていること。

【対象地域】 市内全域

【業種】 新潟県ないし中越3市の同意基本計画で定める分野に該当する業種例：成長ものづくり分野、環境・エネルギー関連分野等

- 【取得価額】 1億円超
- 【対象設備】 土地（取得日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手したもの）、建物、償却資産のうち構築物
- 【軽減期間】 3年間
- 【軽減内容】 課税免除
- 【問合せ先】 柏崎市産業振興部ものづくり振興課 TEL 21-2326

8 環境対策に取り組む事業者の支援

○ 電気自動車等普及促進税制

事業者が保有する電気自動車等の軽自動車税を免除します。

- 【対象者】 納税義務者
- 【制度内容】 新規検査を受けた年度の翌年度（4月1日の場合は当該年度）から軽自動車税を次の区分で免除
 - (1) 軽電気自動車：全額免除
 - (2) 軽プラグインハイブリッド自動車：半額免除
- 【問合せ先】 柏崎市財務部税務課 TEL21-2250

○ 電気自動車等購入補助金

- (1) 排気ガスを出さず環境にやさしい電気自動車等を購入する市民・事業者に補助を行います。

- 【対象者】 ア 市民・市内事業者
イ 市民・市内事業者へリースする事業者
- 【補助額】 次の表のとおり

対象自動車	補助額
電気自動車（普通車・軽自動車等）	補助率：国の補助額の5分の1
充電機能付き電力併用自動車（PHV・PHEV）	補助率：国の補助額の10分の1
燃料電池自動車（FCV）	補助率：国の補助額の4分の1

※補助額は、（一社）次世代自動車振興センターが定める補助額（国の補助額）に、表に記載した補助率を上乗せして補助します。

※（一社）次世代自動車振興センターが定める補助額が変更となった場合、市の補助額も変更となります。

※交付要件及び対象車種は、市ホームページにて確認してください。

- (2) 対象自動車の購入と併せて当該対象自動車を充電する設備を設置する場合、設置に係る費用（購入費及び設置工事費）を本市に住所を有する個人に補助を行います。

- 【対象者】 市民
- 【補助額】 次の表のとおり

対象設備	補助額
充電設備	補助率：10分の10 1基当たり上限額2万円

- 【交付要件】 （一社）次世代自動車振興センターが定める充電・充電インフラ等導入促進補助金の交付要件に該当すること、市内の対象自動車保管場所に設置すること。

- 【問合せ先】 柏崎市市民生活部環境課 TEL 21-2312

○ 柏崎市ECO2プロジェクト補助金

低炭素社会を目指すエネルギーと環境のまち実現のため事業者が取り組んだ環境への取組（対象行動）に対してポイントを付与し、貯めたポイントは事業者が省エネ設備等を購入した後に1ポイント＝1円でECO2プロジェクト補助金として交付します。

【補助対象者】 本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主

【ポイント対象行動】

対象行動	該当ポイント
ECO2プロジェクトへの参加登録	5,000ポイント
環境経営システムの取得	50,000ポイント
新規登録事業者の紹介	1事業者につき5,000ポイント
ECO2セミナーへの参加	1事業者につき1,000ポイント 登録事業者間で共同申込した場合、2,000ポイント
柏崎市リサイクル協力店の認定	20,000ポイント
清掃活動等の参加	1,000ポイント+ (100×参加社員(職員)数) (上限10,000ポイント)
ノーマイカー又はエコドライブの実践(年2回開催)	(1) 基礎ポイント7,500ポイント ※エコドライブのみの場合3,000ポイント (2) 参加者数ポイント ノーマイカー 参加社員(職員)数×50ポイント エコドライブ 参加社員(職員)数×25ポイント (3) ポイント上限30,000ポイント ※エコドライブのみの場合10,000ポイント ※ノーマイカーに年2回連続参加の場合、さらに2,500ポイント加算
緑のカーテンプロジェクトへの参加	5,000ポイント
エコドライブ講習会の開催	1回の開催につき5,000ポイント+ (100×参加社員(職員)数) (上限20,000ポイント) 登録事業者間で共同申込した場合、10,000ポイント+ (100×参加社員(職員)数) (上限20,000ポイント)
市民節電所モニター事業(年2回)	7,000ポイント+(節電1kWhにつき25ポイント+節ガス1m ³ につき100ポイント) (上限50,000ポイント) 同一年度で2回連続参加の場合、2,500ポイント加算
環境社会検定試験(エコ検定)の合格	合格者1人につき8,000ポイント(同一年度内に合格した者に限る。)
環境マネジメントシステムの報告	環境マネジメントシステムによる報告書5,000ポイント
新潟県地球温暖化防止活動推進員として認定	1人につき50,000ポイント

環境リーダー養成講座受講	1人につき8,000ポイント
省エネ診断等に係る説明会への参加	3,000ポイント
省エネ診断受診	9,500ポイント
省エネ診断後設備導入	10,000ポイント
食品ロスの取組の実践（年1回）	(1) 基礎ポイント5,000ポイント (2) 事業者内での取組 1,000ポイント (3) 家庭での取組 参加社員（職員）数×100ポイント ※ポイント上限10,000ポイント

【補助金対象物品等】

項目	対象とする設備等
再生可能エネルギー設備（太陽光等の自然エネルギーを利用可能とする設備）	太陽光発電設備
	木質ペレットボイラー
	木質ペレットストーブ
	薪ストーブ（高効率高燃焼型に限る。）
	地中熱利用設備
省エネルギー設備等（エネルギー効率の向上又はエネルギーの転換により二酸化炭素の排出削減に寄与する設備）	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ
	潜熱回収型給湯設備
	燃料電池設備
	高効率空調設備
	高効率照明設備
	電気自動車（改造電気自動車を含む。）
	電動バイク
	エネルギー監視モニター
	インバータ制御付機器（照明器具を除く。）
	省エネ型オフィス機器
省エネ家電	
環境に寄与する消耗品等	雨水タンク（雨水貯留槽）
	自転車（電動アシスト付を含む。）
	市内バス回数券・定期券、JR定期券

	グリーン購入法適合調達物品等
	木質ペレット
	樹木・苗木等

【補助限度額】 事業者が貯めたポイントによる（対象物品等により要件あり）

【問合せ先】 柏崎市市民生活部環境課 TEL 21-2312

○ 低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金

環境にやさしい省エネ型設備の導入を行う市民に補助を行います。

対象設備（未使用品に限る）	補助額
エネファームなど 燃料電池設備	設備費の3分の1 上限15万円
太陽光発電・EMS・蓄電池設備の3点セット	太陽光最大合計出力 2万円/kW +蓄電池容量 4万円/kWh 上限20万円
EMS・蓄電池設備の2点セット	蓄電池容量 4万円/kWh 上限15万円

【問合せ先】 柏崎市市民生活部環境課 TEL 21-2312

⑨ 融資制度及び利子補給等制度

○ 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）

市内で営業1年以上の小規模企業者（従業員20人以下。ただし、商業、宿泊業及び娯楽業を除くサービス業は5人以下）に、設備又は運転資金を融資します。

【対象者】 ・会議所の経営指導を6か月以上受けている者
・納期の到来している所得税（法人税）、事業税、住民税などを完納している者

【融資限度額】 2,000万円

【利率】 2.4%（令和8（2026）年3月現在）

【償還期間】 運転 7年以内（据置1年以内）

設備 10年以内（据置2年以内）

【連帯保証人及び担保】 無担保・無保証人

○ 地方産業育成資金（市制度融資）

市内で6か月以上事業を営む中小企業者に、比較的小口な融資を行います。

【融資限度額】 1,000万円

【利率】 2.6%（責任共有制度対象外信保付き2.1%、責任共有制度対象信保付き2.3%）

【償還期間】 運転5年以内（据置6か月以内）

設備7年以内（据置6か月以内）

【連帯保証人及び担保】 金融機関の定めによる

【信用保証料の補給制度】 あり（一部補給・届出不要）

【利子補給制度】 なし

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 地域産業活性化資金（市制度融資）

市内で6か月以上事業を営む中小企業者向けに、設備又は運転資金の融資を行います。

区分	融資限度額	利率	償還期間	連帯保証人及び担保
一般資金	3,000万円	5年以内 年2.2%（信保付き） 年2.7%（その他） 5年超 年2.4%（信保付き） 年2.9%（その他）	10年以内 （据置2年以内）	金融機関の定めによる
借換資金	5,000万円	5年以内 年2.4%（信保付き） 5年超 年2.6%（信保付き）		

※融資限度額内であれば複数口利用可

【信用保証料の補給制度】 あり（一部補給・届出不要）

【利子補給制度】 なし（創業支援利子補給金の対象融資となる場合はあり）

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 設備投資促進資金（市制度融資）

市内で6か月以上事業を営む中小企業者が、(1)事業規模の拡大、(2)経営の効率化、(3)業種転換又は新分野進出のいずれかを目的に、設備を導入するための設備資金の融資を行います。

【融 資 額】 250万円以上5,000万円以下

【利 率】 信用保証付き 2.3%
その他 2.8%

【償還期間】 10年以内（据置6か月以内）

【連帯保証人及び担保】 金融機関の定めによる

【信用保証料の補給制度】 あり（全部・届出不要）

【利子補給制度】 なし

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 工場立地促進資金（市制度融資）

事業者が、市内工業団地に工場を移転又は新設し、事業を行うために必要な資金の融資を行います。

【融資限度額】 3億円

【利 率】 2.3%

【償還期間】 10年以内（据置2年以内）

【連帯保証人及び担保】 金融機関の定めによる

【信用保証料の補給制度】 なし

【利子補給制度】 なし

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 新潟県信用保証協会の信用保証料補給

市や県の制度融資を新潟県信用保証協会による信用保証付き資金として借り入れる場合、一定の率で信用保証料の一部又は全部を補給します。

【100%補給】

柏崎市設備投資促進資金

新潟県小規模企業支援資金（小口零細企業保証制度要件）

新潟県セーフティネット資金（連鎖倒産防止枠）

新潟県セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）

新潟県中小企業創業等支援資金（創業枠の一般要件・金融機関提案要件）

【保証料率区分により5～50%補給】 リスク考慮型一般保証対象資金のみ

柏崎市地域産業活性化資金

柏崎市地方産業育成資金

新潟県小規模企業支援資金（一般要件）

新潟県中小企業創業等支援資金（第二創業の一般要件・金融機関提案要件、再チャレンジ枠）

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 県制度融資に対する利子補給

新潟県セーフティネット資金経営支援枠のうち、新型コロナウイルス・物価高騰等対策特別融資、新型コロナウイルス・物価高騰等対策伴走支援型資金、自然災害要件を借り入れた事業者が負担する利子を一部補助します。

なお、新型コロナウイルス・物価高騰等対策特別融資、新型コロナウイルス・物価高騰等対策伴走支援型資金については、新規融資受付が終了しています。

【補給額】 1.0%分までの利子を2年間補給（1資金につき対象限度額1,000万円）

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

10 雇用・職場環境整備支援

○ ワークサポート柏崎

ハローワーク柏崎、柏崎市、長岡地域若者サポートステーションが連携して、働きたい方の就職をお手伝いする就職支援施設です。

▼住所 〒945-0051 柏崎市東本町一丁目15番5号 フォンジェ地下1階

▼受付時間 月曜～金曜日 午前10時～午後5時30分（祝祭日、年末年始及びフォンジェ休業日を除く）

◆ ハローワーク柏崎 まちなか相談室

<支援内容>

ハローワーク柏崎と同じシステムで、職業相談・職業紹介を行っています。一般・パートの求人情報を閲覧し、希望の求人内容を無料で印刷できます。

【問合せ先】 ハローワーク柏崎まちなか相談室 TEL 24-0810

◆ ワークサポート柏崎「相談窓口」

<支援内容>

(1) 就職相談（若者職業相談・子育てと就職の両立相談）

担当相談員（キャリアコンサルタント他有資格者）による、就労に関する個別相談を行っています。また、履歴書等の添削指導及び面接練習などのサポートも行います。

(2) 就職支援セミナー

おおむね35歳以下の方を対象に、職業適性検査や自己分析、面接練習などが出来るセミナーを定期的実施しております。

(3) 内職相談

内職就労の相談と求人情報の提供を行っています。また、企業からの内職求人も受け付けています。

【問合せ先】ワークサポート柏崎「相談窓口」 TEL 21-8621 FAX 32-3860

◆ 長岡地域若者サポートステーション「柏崎サテライト（出張相談）」

<支援内容>

長岡地域若者サポートステーションが、ワークサポート柏崎「相談窓口」にて、15歳～49歳までの無業の若者を対象に、就労に関する相談を週1回開催しています。

【問合せ先】ワークサポート柏崎「相談窓口」 TEL 21-8621

○ 採用活動支援補助金

中小企業等の人材確保を支援するため、採用活動にかかった経費に対し、補助金を交付します。

【対象者】以下の条件を全て満たす企業、法人又は個人事業主

- (1) 市内に本社又は本部等があること。
- (2) 企業においては、資本金、従業員数等が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。また、医療法人、社会福祉法人、財団法人又は社団法人においては、従業員数300人以下であること。
- (3) 国、地方公共団体及びこれらの出資を受けていないこと。
- (4) これまでに「柏崎市就職情報発信事業補助金」、「柏崎市介護・福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」及び「柏崎市福祉職員人材確保及び職場定着支援事業補助金」において、本補助金の申請メニューと重複する補助を受けていないこと。

【対象経費メニュー】

- (1) 採用情報を掲載したホームページの新設・改修に係る委託費用
- (2) 就職情報ポータルサイトへの掲載料
- (3) 合同企業説明会の出展料、採用を目的としたパンフレットの作成経費など
- (4) インターンシップ等の実施に当たり、参加した学生に対して支払った交通費及び宿泊費

【補助率】 対象経費の2分の1以内

【補助限度額】 各対象経費の上限額は以下のとおり

- (1) 30万円、(2) 15万円、(3) 30万円、(4) 参加学生1人につき3万円

※一度補助を受けたメニューについては、次年度以降申請不可

ただし、(4)については、同一年度において1事業者当たり3人まで補助対象とし、次年度以降も申請可能

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 働きやすい職場環境づくり推進補助金

働きやすい職場環境の整備に取り組む中小企業者等に補助金を交付します。

【対象者】以下の条件を全て満たす企業、法人又は個人事業主

- (1) 市内に本社又は本部等があること。
- (2) 企業においては、資本金、従業員数等が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。また、医療法人、社会福祉法人、財団法人又は社団法人においては、従業員数300人以下であること。
- (3) 国、地方公共団体及びこれらの出資を受けていないこと。

【対象経費】

＜ソフト事業＞

- (1) 職場環境の改善や人材育成を目的とした研修会等を実施する際の外部講師謝金、施設等使用料、委託費
- (2) 就業規則等の作成又は変更の際の社会保険労務士に対する報酬等
- (3) 認定企業となるために必要な社会保険労務士等に対する報酬等

＜ハード事業＞（専ら従業員が使用するものに限る）

- (4) 男女別使用を目的としたトイレ、更衣室、休憩室等の設置又は改修
- (5) 託児スペースの新設
- (6) バリアフリー化を目的とした事業所内フロアの段差解消やスロープ、手すりの設置
- (7) 制服、更衣室工事の際のロッカー等備品の購入費
- (8) その他市長が認めたもの

※ (4)～(8)は1回限り。過去に柏崎市中小企業等女性活躍推進事業助成金交付要綱による助成を受けた者は、交付対象としない。

【補助率及び補助上限額】

＜ソフト事業＞

- (1) 対象経費の2分の1以内 10万円
- (2)(3) 対象経費の2分の1以内 20万円

＜ハード事業＞ 対象経費の3分の2以内 50万円

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 男性の育児休業取得促進事業奨励金

男性の育児参画を促進し、仕事と育児の両立を支援するため、中小企業等（常時雇用する労働者が300人以下である企業、法人等）に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に奨励金を交付します。

【対象要件】

＜男性労働者＞

- (1) 柏崎市に住所を有すること。
- (2) 雇用保険の被保険者であること。
- (3) 柏崎市内の事業所又は柏崎市内に本社を置く企業等の市外の事業所に勤務していること。
- (4) 就業規則又は労働協定等により育児休業制度を設けている事業主に雇用されていること。
- (5) 養育する2歳未満の子に対して連続する14日以上の子育て休業又は通算して14日以上の子育て休業（出生時子育て休業）を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること。

- (6) 小規模企業者にあつては、勤務を要しない日を除いた連続する3日以上（勤務を要しない日を除く。）の産後パパ育休（出生時育児休業）を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること。
- (7) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (8) 市が行う広報活動に協力できること。

＜事業主＞

- (1) 柏崎市内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 就業規則又は労働協定等により育児休業制度を設けていること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長へ届け出ていること又は新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful（ニーフル））の認定を受けていること。
- (5) 柏崎市に住所を有する男性労働者に出生後8週間を経過した2歳未満の子に係る連続する14日以上育児休業を取得させ、かつ、職場復帰後1か月以上雇用を継続していること。
- (6) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (7) 市が行う広報活動に協力できること。

【交付額等】

＜男性労働者＞

- (1) 産後パパ育休を通算して14日以上取得した場合 10万円
 - (2) 連続する14日以上育児休業を取得した場合 5万円
 - (3) 子の出生後8週間以内に開始する連続する28日以上育児休業を取得した場合 15万円
 - (4) 小規模企業者に勤務し、産後パパ育休を連続する3日以上取得した場合 3万円
- ※ただし、一子につき15万円を限度とします。

＜事業主＞ 10万円（1回限りとし、国の両立支援等助成金との併給不可）

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 障がい者トライアル雇用助成金

国が実施する障害者トライアル雇用制度により試行的に雇用した方を、引き続き常用雇用者として雇用する市内の事業所に助成金を交付します。

【対象事業主】 以下のいずれにも該当する事業主

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 雇用保険の適用事業主であること。
- (3) 国のトライアル雇用助成金の支給決定を受けていること。
- (4) 国のトライアル雇用実施後、引き続き対象労働者を常用雇用者として1か月以上雇用していること。
- (5) 納期限の到来した市税を完納していること。

【対象労働者】 次のいずれにも該当する方

- (1) 柏崎市に住所を有し、市内の事業所に勤務している。
- (2) 国の障害者トライアル雇用により試行的に雇用された。

【助成金額】 対象労働者一人につき上限12万円

同一年度において、対象労働者3人分までとします。

※試行雇用期間中の賃金額によって助成金額が変わる場合があります。

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

○ 障がい者活躍推進アドバイザー

障がい者雇用に関する取組方法や悩みの解決に向け、市内事業所に「障がい者活躍推進アドバイザー」を派遣します。

<支援内容>

- ・障がい者雇用の新規着手や拡大に向けた、職場におけるコミュニケーションに関するノウハウや業務の切り出し等、障がい者の雇用管理についての相談対応及びアドバイス
- ・アドバイザーが所属する事業所での障がい者の労働現場の視察受入と視察時の案内・説明等

【相談料】 無料

【問合せ先】 柏崎市産業振興部商業観光課 TEL 21-2335

11 U・Iターン

○ 柏崎市U・Iターン情報ステーション

市内にU・Iターンを希望する方への情報提供・相談業務を行っています。U・Iターン時に利用できる支援制度の紹介も行います。

▼住所 〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 柏崎市役所1階元気発信課内

▼電話 47-7333

▼開館時間 平日午前8時30分～午後5時15分

○ 移住マッチングサイト「くじらと。」

仕事・住まい・子育て・ライフスタイルなど、柏崎市の暮らしに関する情報を発信しています。また、移住者や民間企業関係者で構成する「移住定住推進パートナーチーム」と行政が一体となり、移住コンシェルジュとして移住検討者の相談対応を行います。

○ U・Iターン住宅取得助成金

定住の意思がある転入者が、自分が住むための家を取得した場合に助成金を交付します。

【対象者】以下の要件を全て満たす方

- (1) 定住の意思がある転入者で、自分が住むための住宅を取得した。
- (2) 転入から3年以内に市内に住宅を取得し、申請時点で定住住宅取得から1年以内又は市内に住宅を取得した後1年以内に転入し、申請時点で転入から1年以内である。
- (3) 住宅を取得する際に、取扱金融機関からの借入額が200万円以上である。
(取扱金融機関は第四北越銀行、大光銀行、柏崎信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、えちご中越農業協同組合の国内店舗に限る。)
- (4) 借入期間が5年以上である。
- (5) 住宅は、相続や譲渡によるものではなく工事請負契約や売買契約を締結して取得した。
- (6) 住宅の不動産登記が完了している。
- (7) 市税などを滞納していない。
- (8) 住宅の所在地に住所がある。
- (9) 過去にU・Iターン住宅資金助成金の交付を受けていない。

【助成金額】 10万円

以下の要件を満たす方は、助成金額が加算されます。

- | | | |
|----------------------------------|---|------|
| (1) 住宅を市内の建設業や不動産業を通じて取得した場合 | : | 10万円 |
| (2) 転入する世帯人数が3人以上の場合 | : | 10万円 |
| (3) 転入者の世帯に18歳未満の子がいる場合、その子1人につき | : | 5万円 |

【問合せ先】 柏崎市総合企画部元気発信課 TEL 47-7333

○ ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金（奨学金返還補助）

奨学金を受けて大学等に進学し、卒業後に柏崎市に居住する方を対象に、前年度に返還した奨学金を補助します。

【対象者】 以下の要件を全て満たす方

- (1) 柏崎市に住民登録した時点での年齢が34歳以下である。
- (2) 大学・短期大学・専修学校在学期間中に奨学金の貸与を受け、平成27（2015）年3月1日以降に卒業している。
- (3) 平成27（2015）年4月1日以降に奨学金の返還を開始している。
- (4) 前年度から申請日まで継続して柏崎市に住民登録があり、柏崎市内に居住している。
- (5) 前年度返還分が、返還計画にのっとり返還を開始した月又は柏崎市に住民登録をした日の翌月のいずれか遅い月から起算して60か月分以内に属する。
- (6) 前年度に奨学金を滞納なく返還している。
- (7) 柏崎市で市民税の所得割又は均等割が課税されている。
- (8) 国家公務員又は地方公務員でない。
- (9) 転勤等による一時的な住民登録ではない。
- (10) 市税などを滞納していない。
- (11) 貸与された奨学金が以下の種類である。
 - ア 日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
 - イ 新潟県奨学金
 - ウ 柏崎市奨学金
 - エ その他市長が認める奨学金

【補助対象の期間】

返還開始した月又は柏崎市に住民登録した日の翌月のいずれか遅い月から起算して60月分

【補助金額】

前年度に返還した奨学金の2分の1（上限10万円・繰上返還分を除く。）

※前年度の居住期間が1年未満の場合は、居住月数で按分

【申請の流れ】

(1)申請（7月1日～3月31日）→(2)交付決定通知→(3)補助金交付

※補助金の申請は、毎年度必要となります。

【問合せ先】 柏崎市総合企画部元気発信課 TEL 47-7333

○ 首都圏移住・就業者支援補助制度

5年以上東京23区に在住又は通勤していた方が、市内に移住した場合に移住支援補助金を交付します。

【対象者】以下の要件を全て満たす方

- (1) 市内に転入する直前の10年間のうち通算5年以上かつ転入する直前に連続して1年以上、東京23区に在住していた又は東京圏に在住し東京23区に通勤していた。
- (2) 令和7(2025)年4月1日以降に柏崎市に転入した。
- (3) ①～④のうちいずれかに該当する。
 - ① 就職
 - ② 起業
 - ③ テレワーク
 - ④ 関係人口

要件①～④の詳細は、市HPをご覧くださいか元気発信課にお問合せください。

【助成金額】 2人以上の世帯：100万円、単身世帯：60万円

※申請者の世帯に18歳未満の者がいる場合、その者1人につき：100万円

【問合せ先】 柏崎市総合企画部元気発信課 TEL 47-7333

○ 子育て世帯移住・就業者支援補助制度

5年以上東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に在住していた子育て世帯が、市内に移住した場合に移住支援補助金を交付します。

【対象者】以下の要件を全て満たす方

- (1) 市内に転入する直前の10年間のうち通算5年以上かつ転入する直前に連続して1年以上、東京圏に在住していた。
- (2) 令和7(2025)年4月1日以降に柏崎市に転入した。
- (3) ①～④のうちいずれかに該当する。
 - ① 就職
 - ② 起業
 - ③ テレワーク
 - ④ 関係人口

要件①～④の詳細は、市HPをご覧くださいか元気発信課にお問合せください。

※ただし、首都圏からの移住・就業者支援補助の要件に該当する方は除く。

【助成金額】 1世帯：50万円

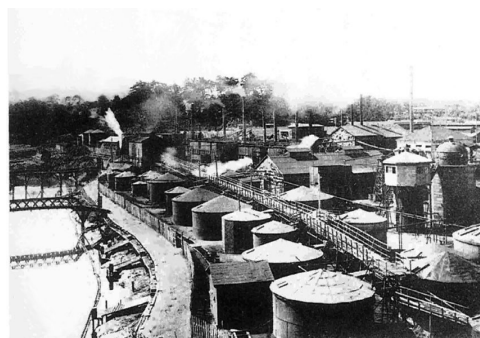
【問合せ先】 柏崎市総合企画部元気発信課 TEL 47-7333

資 料 編

1 商工業のあゆみ

(1) 工業のあゆみ

柏崎市のものづくり産業の興隆は、明治中期に設立された日本石油会社（現ENEOSホールディングス株式会社）が当地に立地したことに始まります。現在、柏崎市の製造業の中核となっている加工組立型産業は、日本石油会社が当初海外に依存していた製油機器、さく井機、油槽などを社内で生産するため、株式会社新潟鉄工所柏崎分工場（現日本フローサーブ株式会社）を設立したことに始まり、昭和初期までには、その基礎が形成されました。



当時の日本石油柏崎



理化学興業の設立に尽力した
大河内正敏博士

一方、昭和2（1927）年に理化学研究所が、その研究成果の企業化の拠点として設立した理化学興業（現株式会社リケン）が本市に進出し、ピストンリング、切削工具、電線などの量産を開始し、市内に広範な関連企業群を形成しました。また、大正末期に設立された食料品製造業の北日本製菓株式会社（現株式会社ブルボン）は、独自技術により菓子などの食品メーカーとして成長し、現在に至っています。

石油製造業は、昭和30年代以降衰退し、昭和34（1959）年には石油ストーブメーカーの株式会社内田製作所柏崎工場（現株式会社コロナ）、昭和44（1969）年には精密機械器具製造業のシルバー精工株式会社（現柏崎ユーエステック株式会社）、昭和48（1973）年には電気機械器具製造業の株式会社柏崎製作所（のちの新潟日本電気株式会社）、昭和51（1976）年には金属製品製造業の株式会社加藤スプリング製作所新潟工場（現株式会社アドバネクス）などが本市に進出し、本市の製造業は、一層集積を拡大しました。

これらの製造業は、現在、市内に225社（経済産業省「2024年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」集積し、中でも自動車産業の発展との関連が深いはん用機械器具製造業は、本市の製造業の中核となっています。特に株式会社リケン柏崎事業所が、他社の追随を許さぬピストンリング製造技術を持ち、国内のピストンリングの5割、世界でも第3位のシェアを誇り、関連企業群とともに、本市の製造業の機軸をなしています。

これら大手関連企業以外にも、伸線機、エンジンのアルミダイキャスト金型、超精密プレス加工など、高度な特殊技術を有する地元企業も多く集積しています。また、全国的に少なくなっている大物金属加工を得意とする企業も存在しています。

さらに、昭和60（1985）年9月に営業運転を開始した世界最大規模の東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所のメンテナンスに伴う資機材の受注では、ISO以上の厳しい品質基準である「原子力発電所の品質保証指針」をクリアするなど、技術の高度化を図っています。



東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所

このほか、本市には四年制大学が二校立地していることから、共同研究などの産学連携による新分野展開を目指しています。そして、更なる産業の集積を目指し、新産業団地「柏崎フロンティアパーク」の分譲を平成20（2008）年4月から開始しました。



その進出第1号として、平成22（2010）年9月に株式会社東芝の新型二次電池の量産工場が完成しました。その後、数年にわたり多くの企業がフロンティアパークへ進出したことにより、令和3（2021）年7月に分譲・賃貸率が100%となり、令和6（2024）年12月に全社が操業を開始しました。

また、市内産業用地が枯渇している状況にあることから、新たな産業団地造成の可能性を探るため、令和4（2022）年には産業団地適地調査を実施しました。その結果を基に令和6（2024）年には、国道8号柏崎バイパスに隣接する鯨波地内の市有地をベースとした「柏崎市鯨波産業団地整備基本構想」を策定し、令和7（2025）年度から、基本設計等に着手しました。今後、企業誘致の新たな受け皿となる産業団地の造成に向けて、より具体的に取組を進めていきます。



このように、柏崎市の工業は、切削加工、製缶、メッキ、鋳・鍛造、プレス、金型などの質の高い基盤技術が集積した地域であるとともに、地域産業の活性化に積極的に取り組んでいるまちです。

(2) 商業のあゆみ

江戸時代、北前船の海運を基とする物流や縮布行商の全国的な展開などが、本市の商業の基礎となりました。特に、我が国商業の原点は、行商にあったとされています。江戸期に柏崎商人が扱った越後上布は、幕府役人たちの夏の制服であり、今日的に言えば特権的消费階層への高額商品訪問販売であったといえます。

天保年間江戸十組問屋と対抗した柏崎組の活躍、嘉永4（1851）年の宝永講、明治14（1881）年の通商講、明治30年代の山城組、大正10（1921）年の共栄商会、さらに、昭和16（1941）年～18（1943）年の柏崎織物行商小売組合など、縮布商人は、全国各地へ旅商いを展開するに当たって、同業者が、各種の講、組合を結成、販売と仕入れ機構面で時の情勢に対応、相互扶助と共存共栄を図りながら柏崎の経済を支えてきました。そして、本市の縮布行商は、江戸時代から戦前までの250年～300年近い長い期間にわたって、柏崎経済に貢献してきた役割は大きいものでした。

戦後は、戦前までの行商主体から個店販売へと移行し、昭和42（1967）年から進められたアーケードの整備に前後して、スーパー・イシザキや総合衣料・紺太などの核となる店舗が出現し、中心市街地を形成しました。東本町を中心とする中心市街地は、昭和50年代まで繁栄を続け、商業の中核をなしてきましたが、昭和60年代に入ると、郊外型大型店舗が増加したことに伴い、中心市街地が衰退してきました。

この衰退する中心市街地のにぎわいを取り戻すため、平成3（1991）年に国の特定商業集積法の調査地区に指定されたのを契機に、商業者、商工会議所、柏崎市の三者で、中心市街地の活性化に取り組みました。東本町まちづくり事業は、「やすらぎと繁栄をもたらす魅力あるまちづくりを目指して」のテーマを掲げ、3ブロックに分けた東本町一丁目地区を、それぞれの区域の機能特性や形状に合わせた開発主体、事業手法により、開発面積4ha、総事業費約200億円をかけ、平成9（1997）年に着工、平成13（2001）年春に完成しました。これにより、従来の商業施設だけでなく、生涯学習機能と産業交流機能を有している「市民プラザ」のオープンのほか、市街地循環バス（かざぐるま）の運行、学生の提案で平均風速4mを越えた日の翌日に実施する「風割」など、柏崎市の風土や地域性を踏まえながら、市民の交流を図る様々な取組がなされ、活気あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、平成19（2007）年7月に発生した新潟県中越沖地震を契機に、中心市街地商店街は空洞化が進み、集客力が低下傾向にあります。そこで、地元商店街など商業関係団体で構成されている「柏崎あきんど協議会」は、お店独自のサービスを展開する「はなまるクーポン」事業などにより、イベントの集客だけでなく、その後の個店への集客につなげています。

また、小松エスト跡地は、商業施設利用で土地利用提案型公募を行い、平成20（2008）年9月に株式会社ウオロクに売却し、「コモタウン柏崎」として平成22（2010）年7月にオープンしました。食品スーパー、ホームセンター、家電量販店を核店舗とし、敷地内に飲食店、衣料品及び履物店が出店し、商業施設の大型集積地となっています。

一方で、隣接商圈の拡大や通信・無店舗販売の普及などにより、本市商圈は衰退傾向にあります。また、消費の多様化やキャッシュレス化の進行により、かつて商人のまちとして栄えた本市においても商慣行の変革が求められています。

このような変遷をたどり現在に至った本市の商業は、市民の日常の買物環境を維持し、地域経済の循環の一翼を担っています。



(3) 柏崎市地域エネルギービジョン

柏崎市には日本のエネルギーを支える「エネルギーのまち」の歴史があります。明治中期に設立された日本石油会社（現 ENEOS ホールディングス株式会社）の立地により、本市は多くの近代化の恩恵を受け、石油産業のまち（柏崎1.0）として発展を遂げるとともに、近代日本経済のエネルギーを支えてきました。そして、昭和60（1985）年に1号機の営業運転を開始した東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所は、平成9（1997）年に7号機が営業運転を開始したことで、世界最大の出力規模になりました。原子力発電所の立地は、雇用と財政的な豊かさをもたらし、本市は、原子力産業のまち（柏崎2.0）としてエネルギーの安定供給を担い、日本の経済成長に貢献してきました。これらのエネルギーのまちの歴史と地域の誇りを将来に引き継ぎ、環境・経済両面から、豊かで持続可能なまちを目指すこととし、平成30（2018）年に柏崎市地域エネルギービジョンを策定しました。

柏崎市地域エネルギービジョンでは、再生可能エネルギーや次世代エネルギーの利活用が進み、環境・エネルギー産業が発展した脱炭素のまち（柏崎3.0）を目指しています。現在は、再生可能エネルギーと原子力発電が共存し、成長が期待される環境・エネルギー産業を生み出す段階（柏崎2.5）ですが、その先にある柏崎3.0の実現に向けて、太陽光などの再生可能エネルギーや蓄電池の利活用を進めています。また、

関東方面に送電するためだけの存在であった原子力発電の電力を、本市でも使えるようにする取組や、国が検討を進める海底直流送電線を市内に陸揚げし、その電力を、首都圏と本市で活用できるようにする取組などを進めています。これらの大きな取組の一つとして、柏崎市と民間事業者の計9者が出資する地域エネルギー会社「柏崎あい・あーるエナジー株式会社」を、令和4（2022）年3月に設立しました。

「柏崎あい・あーるエナジー株式会社」は、柏崎市の内外から脱炭素電力を集めて市内の事業者や家庭に販売する電力小売事業の会社です。脱炭素への取組があらゆる産業で求められつつある中、市内への再生可能エネルギー発電の導入拡大を進めつつ、この電力を市内に販売することで、既存の送配電網を活用した脱炭素エネルギーの市内優先供給を行えるよう準備を進めています。また、原子力発電や海底直流送電線の電力を地域に融通できるよう、柏崎市と共に関係機関との協議や意見調整を進めており、地域の環境・エネルギー産業の中核として頼られる存在になることを目指しています。



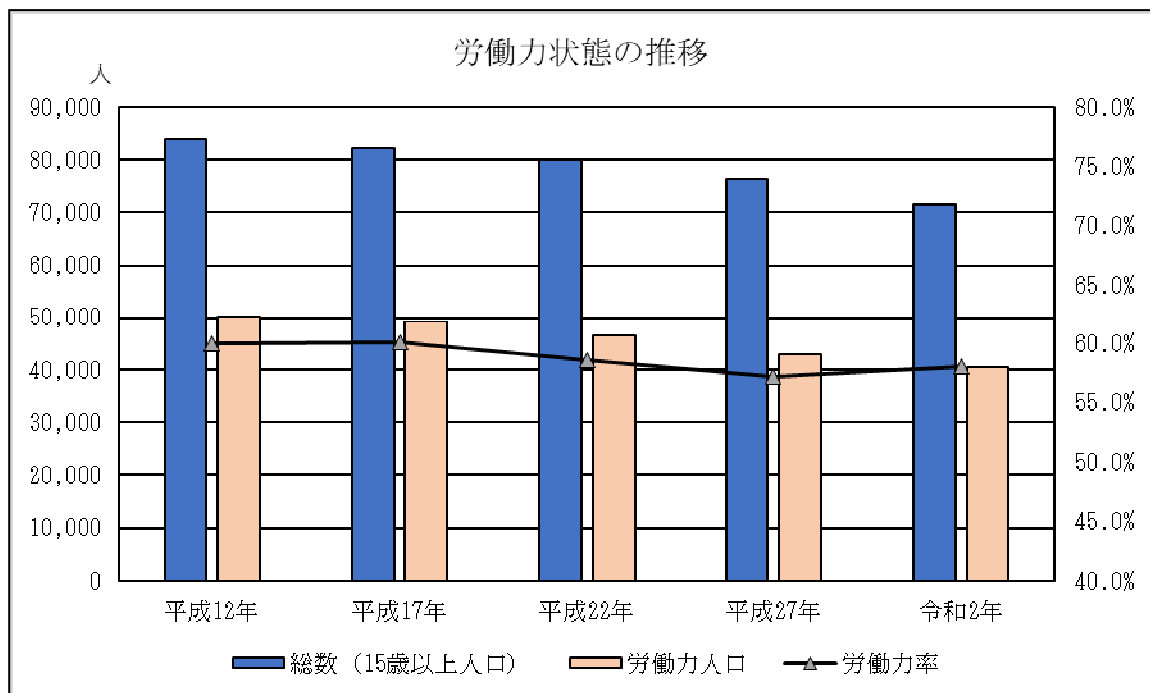
2 統計資料

(1) 労働力状態（15歳以上）

国勢調査による直近（令和2（2020）年）の本市の15歳以上の人口は71,651人で、このうち労働力人口は41,920人（不詳補完値）と、前回（平成27（2015）年）に比べ2,032人（4.6%）減少し、労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は58.5%と、前回より1.0ポイント上回っています。

（単位：人、%）

区分		総数	労働力人口			非労働力人口	不詳	労働力率	完全失業率
			総数	就業者	完全失業者				
平成12年 (2000)	総数	83,879	50,264	48,258	2,006	33,525	90	60.0	4.0
	男	41,185	29,877	28,578	1,299	11,242	66	72.7	4.3
	女	42,694	20,387	19,680	707	22,283	24	47.8	3.5
平成17年 (2005)	総数	82,140	49,109	47,014	2,095	32,659	372	60.1	4.3
	男	40,194	29,211	27,861	1,350	10,711	273	73.2	4.6
	女	41,945	19,898	19,153	745	21,948	99	47.6	3.7
平成22年 (2010)	総数	80,155	46,510	43,787	2,723	32,801	844	58.6	5.9
	男	39,464	27,908	25,963	1,945	11,023	533	71.7	7.0
	女	40,691	18,602	17,824	778	21,778	311	46.1	4.2
平成27年 (2015)	総数	76,428	43,040	41,479	1,561	32,172	1,216	57.2	3.6
	不詳補完値	(76,428)	(43,952)	(42,360)	(1,592)	(32,476)	(-)	(57.5)	(3.6)
	男	37,601	25,030	23,988	1,042	11,780	791	68.0	4.2
	不詳補完値	(37,601)	(25,673)	(24,607)	(1,066)	(11,928)	(-)	(68.3)	(4.2)
	女	38,827	18,010	17,491	519	20,392	425	46.9	2.9
不詳補完値	(38,827)	(18,279)	(17,753)	(526)	(20,548)	(-)	(47.1)	(2.9)	
令和2年 (2020)	総数	71,651	40,502	38,970	1,532	29,175	1,974	58.1	3.8
	不詳補完値	(71,651)	(41,920)	(40,330)	(1,590)	(29,731)	(-)	(58.5)	(3.8)
	男	35,266	23,036	22,011	1,025	11,091	1,139	67.5	4.4
	不詳補完値	(35,266)	(23,920)	(22,856)	(1,064)	(11,346)	(-)	(67.8)	(4.4)
	女	36,385	17,466	16,959	507	18,084	835	49.1	2.9
不詳補完値	(36,385)	(18,000)	(17,474)	(526)	(18,385)	(-)	(49.5)	(2.9)	



（総務省国勢調査・企画政策課）

(2) 産業別就業人口（15歳以上）

5年ごとの調査では、全ての産業において就業人口が減少しています。令和2（2020）年の就業人口は、10年前の平成22（2010）年と比較すると、第一次産業で29%、第二次産業で9%、第三次産業で4%、総数で約8%減少しています。第一次産業及び第二次産業の就業人口は、調査ごとに減少していますが、第三次産業の「医療、福祉」及び「教育、学習支援業」の分野では増加しています。

（単位：人、%）

区 分	平成22年		平成27年		令和2年		増減 C-A	増減 C-B
	A就業人口	構成比	B就業人口	構成比	C就業人口	構成比		
総数	43,787	100.0	42,360	100.0	40,330	100.0	△3,457	△2,030
第1次産業	1,647	3.76	1,464	3.46	1,167	2.89	△480	△297
A 農業、林業	1,601	3.66	1,419	3.35	1,131	2.80	△470	△288
B 漁業	46	0.1	45	0.11	36	0.09	△10	△9
第2次産業	15,587	35.6	15,020	35.46	14,166	35.13	△1,421	△854
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	167	0.38	149	0.35	68	0.17	△99	△81
D 建設業	5,435	12.41	5,050	11.92	4,891	12.13	△544	△159
E 製造業	9,985	22.81	9,821	23.19	9,207	22.83	△778	△614
第3次産業	26,157	59.74	25,876	61.08	24,997	61.98	△1,160	△879
F 電気・ガス・熱供給・ 水道業	1,131	2.58	1,374	3.24	1,323	3.28	192	△51
G 情報通信業	436	1.0	384	0.91	407	1.01	△29	23
H 運輸業、郵便業	1,427	3.26	1,319	3.11	1,127	2.79	△300	△192
I 卸売業、小売業	6,068	13.86	5,628	13.28	5,193	12.88	△875	△435
J 金融業、保険業	650	1.48	594	1.40	546	1.35	△104	△48
K 不動産業、物品賃貸業	349	0.8	366	0.86	341	0.85	△8	△25
L 学術研究、 専門・技術サービス業	1,275	2.91	982	2.32	884	2.19	△391	△98
M 宿泊業、 飲食サービス業	2,419	5.53	2,199	5.19	1,981	4.91	△438	△218
N 生活関連サービス業、 娯楽業	1,565	3.57	1,491	3.52	1,390	3.45	△175	△101
O 教育、学習支援業	1,683	3.84	1,685	3.98	1,706	4.23	23	21
P 医療、福祉	4,533	10.35	5,281	12.47	5,610	13.91	1,077	329
Q 複合サービス事業	416	0.95	517	1.22	512	1.27	96	△5
R サービス業 (他に分類されないもの)	2,958	6.76	2,744	6.48	2,724	6.75	△234	△20
S 公務 (他に分類されるものを除く)	1,247	2.85	1,312	3.10	1,253	3.11	6	△59
T 分類不能の産業	396	0.9	-	-	-	-	-	-

（総務省国勢調査・企画政策課）

※ 令和2（2020）年国勢調査の集計に当たっては、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」が算出されており、5年前との比較においては、平成27（2015）年国勢調査を同様の方法で遡及集計されている。

(3) 事業所数及び従業者数（公務を除く）

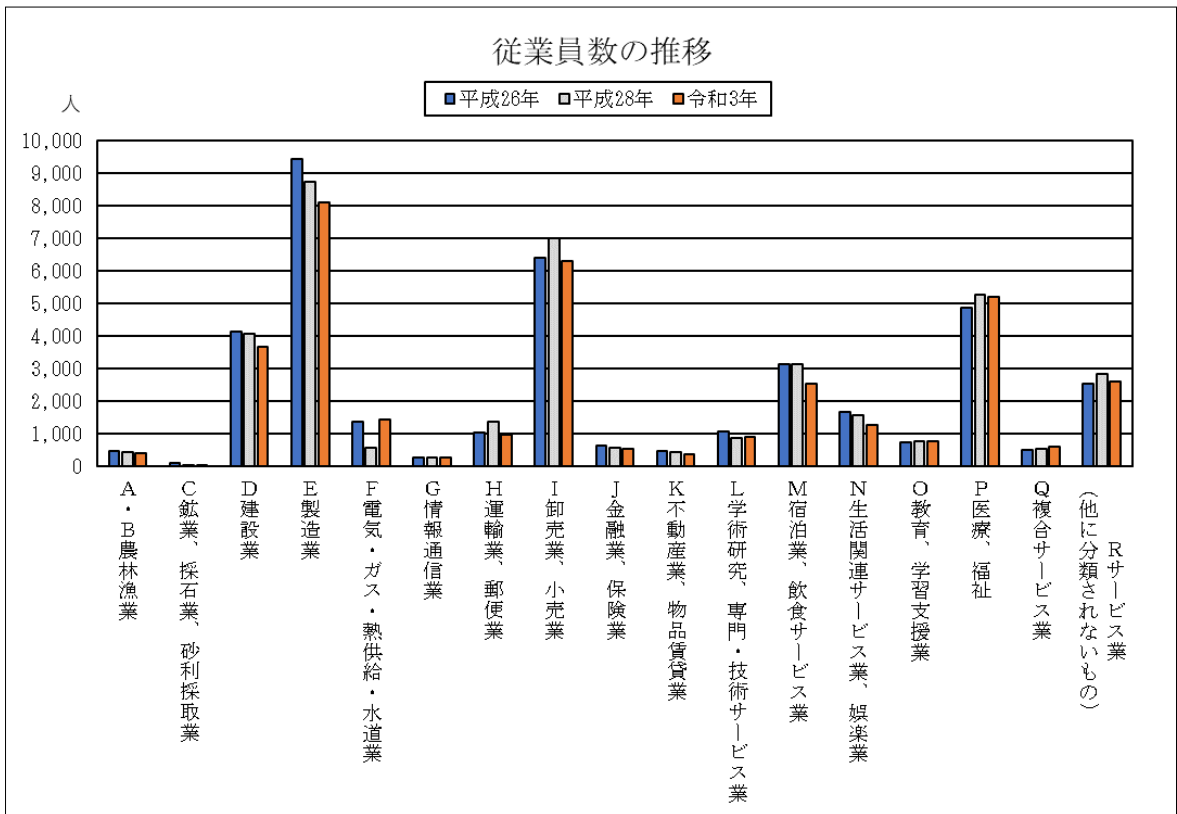
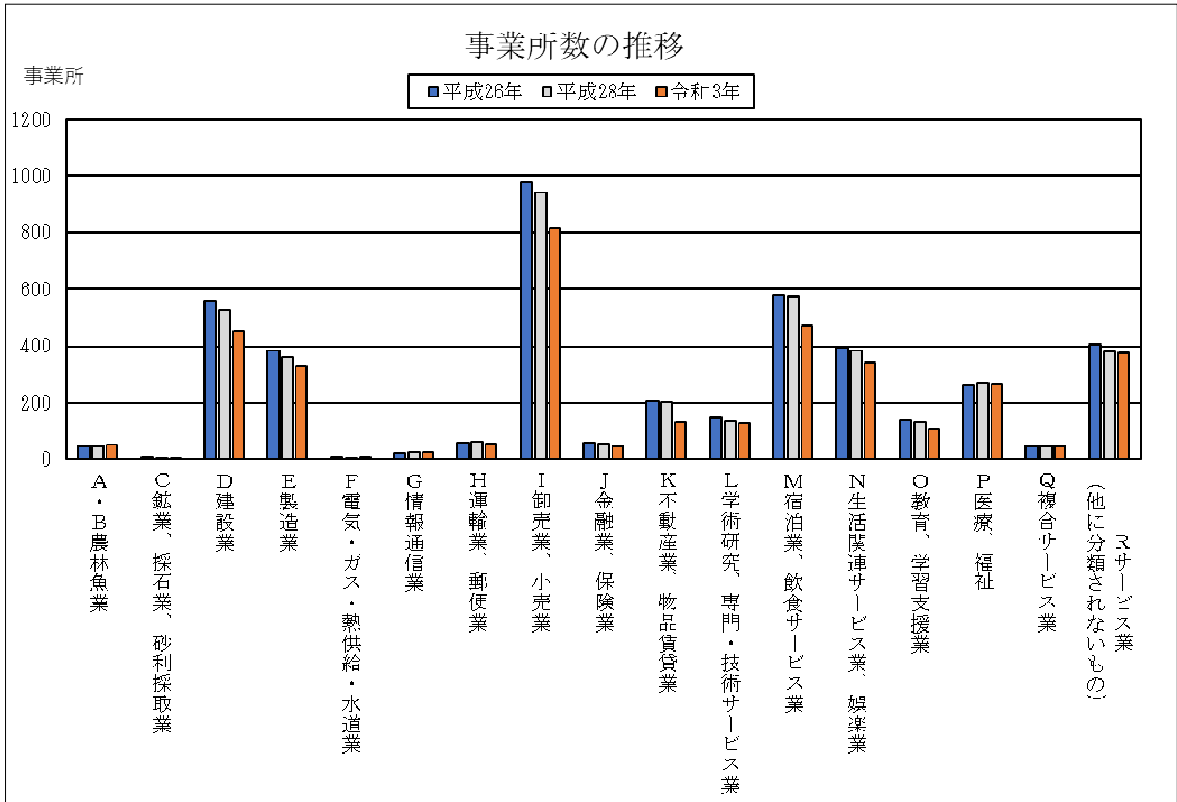
令和3（2021）年の事業所数は、平成28（2016）年と比較すると、4,140事業所から3,650事業所と490事業所（▲11.8%）減少しました。産業分類では、第1次産業が1.4%、第2次産業が21.6%、第3次産業が77.0%の内訳になっています。

また、従業者数は、平成28（2016）年の38,609人から令和3（2021）年の36,151人と2,458人（▲6.4%）減少しました。産業分類では、第1次産業が1.1%、第2次産業が32.7%、第3次産業が66.2%の内訳になっています。

（単位：事業所、人）

区 分	平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	4,299	39,051	4,140	38,609	3,650	36,151
第1次産業	46	473	46	462	51	410
A 農業、林業	44	459	44	450	49	400
B 漁業	2	14	2	12	2	10
第2次産業	951	13,719	893	12,859	787	11,821
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	8	109	6	46	5	36
D 建設業	559	4,153	528	4,064	452	3,678
E 製造業	384	9,457	359	8,749	330	8,107
第3次産業	3,302	24,859	3,201	25,288	2,812	23,920
F 電気・ガス・熱供給・ 水道業	8	1,365	5	576	8	1,437
G 情報通信業	22	285	23	283	25	282
H 運輸業、郵便業	60	1,036	62	1,376	53	991
I 卸売業、小売業	979	6,421	940	6,998	816	6,325
J 金融業、保険業	57	640	53	594	47	554
K 不動産業、物品賃貸業	208	473	203	437	130	396
L 学術研究、 専門・技術サービス業	145	1,088	135	872	127	898
M 宿泊業、飲食サービス業	576	3,148	573	3,158	471	2,556
N 生活関連サービス業、 娯楽業	396	1,693	381	1,574	341	1,266
O 教育、学習支援業	140	763	130	777	108	793
P 医療、福祉	260	4,873	269	5,267	264	5,207
Q 複合サービス事業	47	524	47	533	46	608
R サービス業 (他に分類されないもの)	404	2,550	380	2,843	376	2,607

（経済センサス-活動調査・企画政策課）



(経済センサス-活動調査・企画政策課)

(4) 工業

令和6（2024）年は、令和5（2023）年と比べ、製造品出荷額等は増加しましたが、事業所数や従業者数、粗付加価値額は減少しました。

（単位：百万円）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
柏崎市	事業所数	196	189	225	226	225
	従業者数（人）	8,282	7,644	7,573	7,954	7,691
	製造品出荷額等	187,693	177,570	201,549	208,130	209,421
	粗付加価値額	82,019	80,206	89,281	90,954	81,647
新潟県	事業所数	5,053	4,822	5,777	5,798	5,767
	従業者数（人）	186,900	177,842	179,502	180,493	178,649
	製造品出荷額等	4,958,899	4,753,251	5,119,366	5,398,331	5,466,666
	粗付加価値額	2,035,998	2,076,941	2,232,327	2,070,880	2,125,121

（経済産業省工業統計調査、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査（製造業事業所調査）

※ 令和2（2020）年は「工業統計調査」、令和3（2021）年は「経済センサス-活動調査」、令和4（2022）年から令和6（2024）年は「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」の数値

※ 「工業統計調査」及び「経済センサス-活動調査」は従業者4人以上の事業所を、「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」は個人経営を除く事業所を対象としていることから、単純には比較できない。

(5) 商業

事業所数は減少傾向にある一方で、売場面積は増加傾向にあります。

ア 状況

		単位	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年	H28：R3
柏崎市	事業所数	（事業所）	1,029	814	940	745	△20.7%
	卸売業	（事業所）	188	151	179	147	△17.9%
	小売業	（事業所）	841	663	761	598	△21.4%
	従業者数	（人）	6,473	5,222	6,867	5,843	△14.9%
	卸売業	（人）	1,632	1,139	1,686	1,554	△7.8%
	小売業	（人）	4,841	4,083	5,181	4,289	△17.2%
	年間商品販売額	（百万円）	142,302	132,163	161,355	135,413	△16.1%
	卸売業	（百万円）	64,436	53,322	67,688	53,909	△20.4%
	小売業	（百万円）	77,866	78,842	93,667	81,504	△13.0%
売場面積	（㎡）	107,700	106,012	108,383	112,122	3.4%	
新潟県	事業所数	（事業所）	31,149	24,587	29,006	22,670	△6.9%
	卸売業	（事業所）	7,453	5,869	7,198	5,621	△3.4%
	小売業	（事業所）	23,696	18,718	21,808	17,049	△21.0%
	従業者数	（人）	200,434	170,114	207,932	175,924	△21.8%
	卸売業	（人）	63,058	50,353	62,808	52,115	△17.0%
	小売業	（人）	137,376	119,761	145,124	123,809	△14.7%
	年間商品販売額	（百万円）	6,270,085	6,198,269	7,015,650	6,320,956	△9.9%
	卸売業	（百万円）	4,062,863	3,913,351	4,412,557	4,011,284	△9.1%
	小売業	（百万円）	2,207,222	2,284,918	2,603,093	2,309,672	△11.3%
売場面積	（㎡）	3,025,512	3,059,972	2,976,562	3,090,416	3.8%	

（経済産業省商業統計調査、経済センサス-活動調査）

イ 新潟県における柏崎市小売業の位置

令和3年経済センサス-活動調査では、事業所数は県内20市中第9位、従業者数、年間商品販売額及び売場面積は第7位となっています。

(経済センサス-活動調査)

	柏崎市	新潟県	県内20市順位 (全県に占める割合)
事業所数	598 (事業所)	17,049 (事業所)	9位 (3.5%)
従業者数	4,289 (人)	123,809 (人)	7位 (3.5%)
年間商品販売額 (小売業)	81,504 (百万円)	2,309,672 (百万円)	7位 (3.5%)
売場面積	112,122 (㎡)	3,090,416 (㎡)	7位 (3.6%)

ウ 地元購買率の変化

前回調査と比較すると、全ての区分で地元購買率が低下しています。特に、準買回品及び最寄品では約8ポイント低下し、最寄品の地元購買率は約8割となっています。

区分	買回品				準買回品				最寄品			
	H28	R2	R5	増減 R5-R2	H28	R2	R5	増減 R5-R2	H28	R2	R5	増減 R5-R2
柏崎市 全体	57.9%	49.2%	48.8%	▲0.4	73.0%	69.0%	61.3%	▲7.7	89.8%	88.1%	80.5%	▲7.6
旧柏崎 市域	58.5%	49.9%	49.7%	▲0.2	74.5%	70.2%	62.7%	▲7.5	92.2%	89.5%	82.0%	▲7.5

(新潟県中心市街地に関する県民意識・消費動向調査、柏崎市消費動向調査・商業観光課)

(6) 観光入込客数

令和6(2024)年度は前年度に比べ、まつりやイベント客数が増加したものの、産業観光客数が大幅に減少したため、入込客総数は前年度減となりました。

(単位：人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
海水浴	185,810	250,810	305,210	327,530	273,430
まつり・イベント	2,550	1,080	484,230	554,550	629,000
名所・旧跡・自然景観	471,060	581,560	695,430	727,290	682,810
温泉	58,840	89,390	107,050	130,430	134,350
産業観光	337,340	318,460	374,020	332,270	44,740
登山・釣り・その他	281,760	329,200	378,020	396,810	416,810
観光入込客総数	1,337,360	1,570,500	2,343,960	2,468,880	2,181,140

(商業観光課)

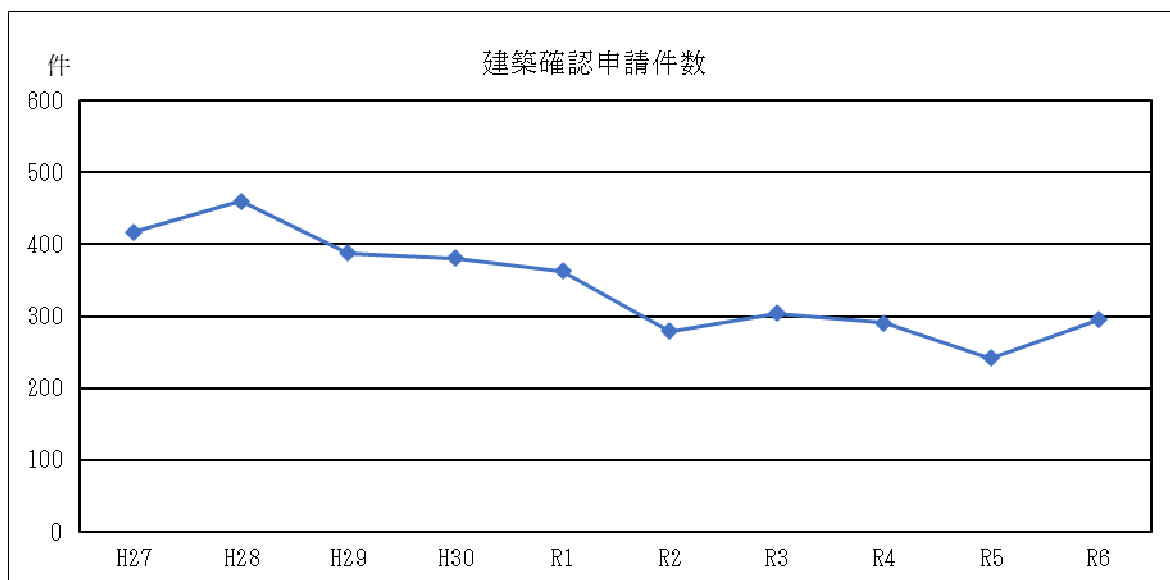
3 柏崎地域経済指標

(1) 市内建築確認申請

建築確認申請数は、平成26（2014）年4月に実施された消費税率引上げ以降減少傾向にあります。また、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少傾向が続いていましたが、令和6（2024）年度は共同住宅の申請件数が大幅に増加したことで、全体の申請件数が増加しました。

（単位：件）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般住宅(併用)	282	313	266	260	241	187	207	195	142	144
共 同 住 宅	18	24	12	10	15	6	4	10	9	40
事 務 所	7	9	11	6	8	11	8	5	8	6
作業所・工場	11	10	7	4	5	3	5	6	5	7
営 業 建 物	14	13	12	16	16	12	6	9	5	5
公 共 建 物	1	1	1	2	0	4	0	0	1	1
そ の 他	84	90	79	83	78	56	74	66	72	92
確認申請計	417	460	388	381	363	279	304	291	242	295



（建築住宅課）

(2) 雇用情勢

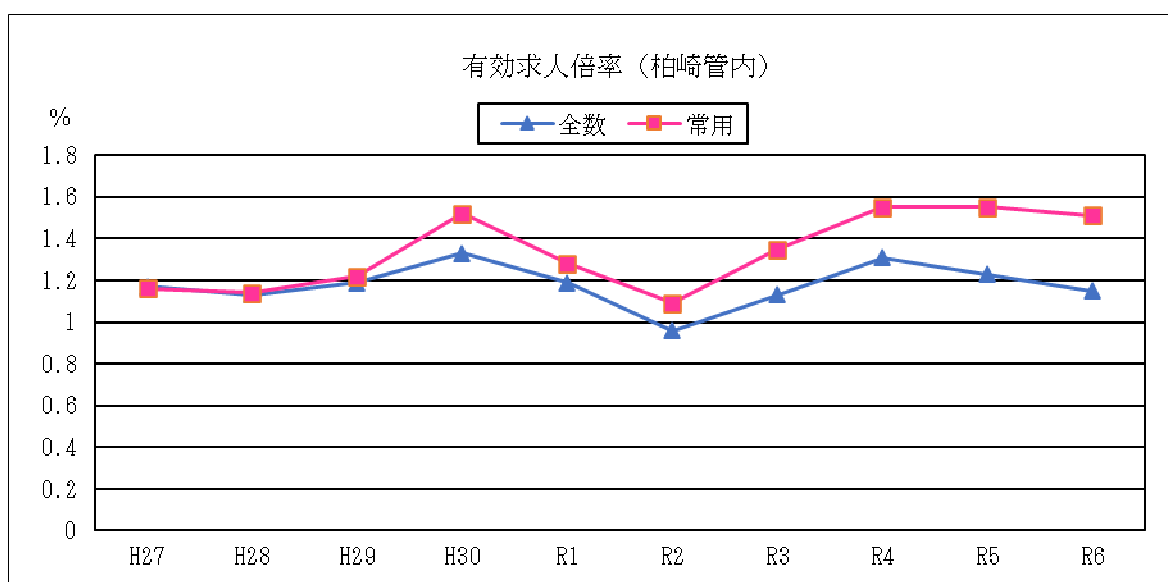
平成20（2008）年の金融危機に伴う景気低迷の影響により、柏崎管内における有効求人倍率も大きく減少しましたが、平成26（2014）年度から令和元（2019）年度までは1倍超を維持していました。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、有効求人倍率が1倍を下回りましたが、令和4（2022）年度は、雇用情勢に改善の動きが見られたことから、直近10年間で二番目に高い有効求人倍率となりました。しかし、その後は2年連続で有効求人倍率が減少傾向にあります。

ア 有効求人倍率（年度平均）

（単位：％）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全 数	1.17	1.13	1.19	1.33	1.19	0.96	1.13	1.31	1.23	1.15
常 用	1.16	1.14	1.22	1.52	1.28	1.09	1.35	1.55	1.55	1.51

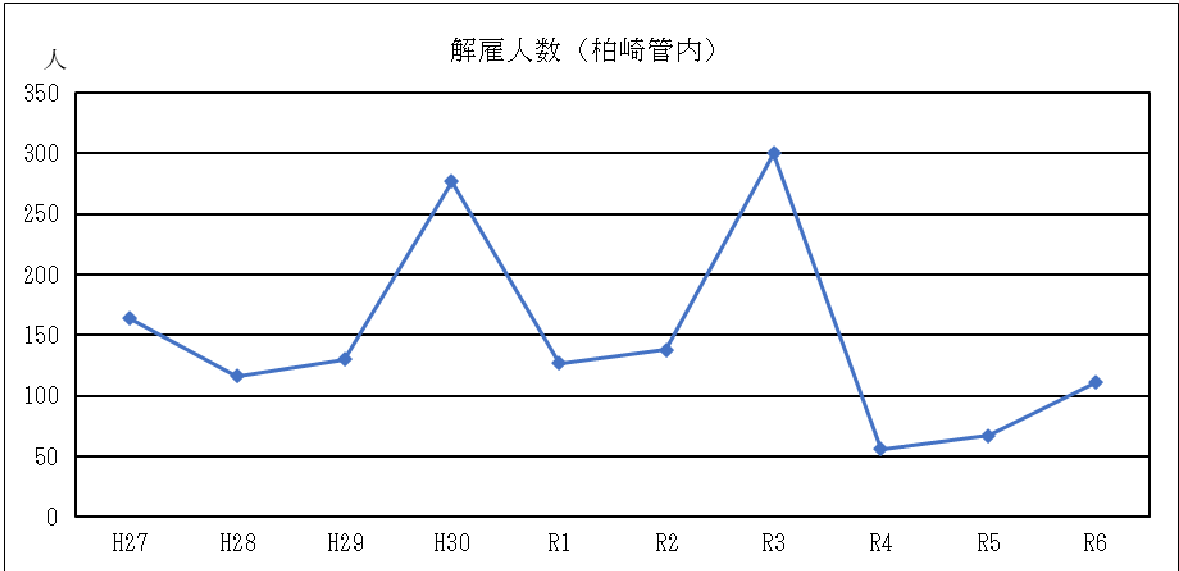


（ハローワーク柏崎・商業観光課）

イ 企業整備（解雇）状況（1件5人以上）

（単位：件、人）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事業所件数	13	7	10	6	11	7	15	3	5	5
解雇人数	164	116	130	277	127	138	300	56	67	111

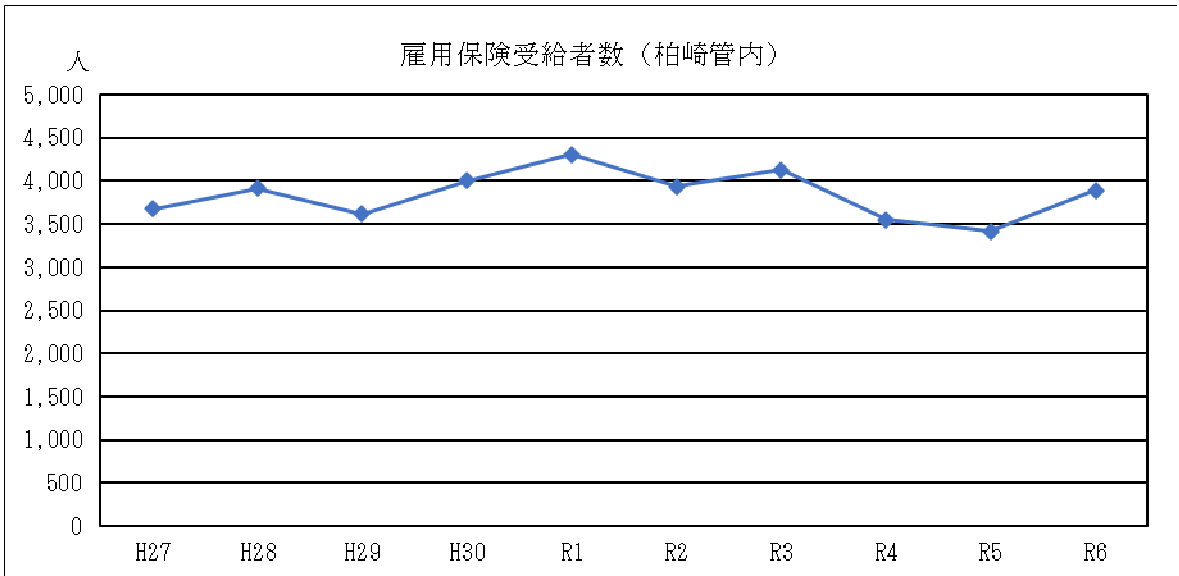


（ハローワーク柏崎・商業観光課）

ウ 雇用保険受給者数

（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受給者数	3,678	3,911	3,614	4,002	4,310	3,935	4,131	3,552	3,418	3,895



（ハローワーク柏崎・商業観光課）

4 新潟県柏崎市希望と活力ある地域産業振興基本条例

柏崎市は、三階節で名高い米山を始め、黒姫山、八石山、西山連峰の山々の懷に抱かれ、豊かな恵みを受けつつ、福浦八景や砂丘地など変化に富んだ42キロメートルの海岸線から佐渡島を望む風光明媚な地方都市である。

また、先人の英知と努力はその時代にふさわしい産業を興し、エネルギーのまちを目指して地域の生活基盤を築いてきた。更に、2つの大学を誘致するとともに、人を育てる学園都市として発展してきた。

本市の事業所の大多数を占める中小企業を始めとする地域産業は、これまで経済活動全般にわたり重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として本市の発展と市民生活の向上を担ってきたところである。

引き続き本市が将来にわたり発展するためには、市民がふるさとへの誇りと愛着を持って、本市の地域産業の重要性について理解を深めるとともに、本市で生み出された生産物及び製品の消費及び利用並びに事業者が提供するサービスの利用など自発的な取組を進めていくことが重要である。

ここに、未来に向かって発展し続ける柏崎市を目指し、地域産業に関わるものが協働して本市地域産業に希望と活力を与え、更なる振興に取り組むために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市経済における地域産業の役割の重要性に鑑み、地域産業の振興について基本理念及び市の責務等を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域産業を育成し、地産地消及び地産他商を推進し、もって活力ある本市の経済社会の形成及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域産業 市内で生産活動を営み、又はサービスの提供を行う産業をいう。

(2) 市産品等 次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林畜水産物又は市内で製造され、若しくは加工された物品

イ 前号に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された物品

ウ 市内で提供されるサービス

(3) 地産地消 市産品等を市域内で消費し、又は利用することをいう。

(4) 地産他商 市域外において、市産品等の販売促進を行うことをいう。

(5) 事業者 事業を行っている個人又は法人をいう。

(6) 関係団体 事業者の組織する団体又は地域産業の振興を目的とする団体をいう。

(7) 金融機関 銀行、信用金庫その他金融業を営むもののうち、事業者と取引のあるものをいう。

(8) 高等教育機関等 市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校及び大学をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業を振興するための取組は、地域産業に関わるものによる協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。

2 地域産業を振興するための取組は、市内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより地域における人、物及び情報の交流をもって経済を活性化させ、市産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

3 地域産業を振興するための取組は、エネルギーのまちとして発展してきた経緯を踏まえ、次世代エネルギー産業の育成を図ることを旨として促進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念にのっとり、国及び県と連携を図り、事業者、関係団体、金融機関、高等教育機関等及び市民(以下「事業者等」という。)と協力し、地域産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者等が自発的な意思により地産地消及び地産他商に取り組む気運の醸成その他

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 市は、児童及び生徒に対して、ふるさとへの誇りと愛着を育むため、教育を通じて地域産業を学ぶ機会を作るよう努めるものとする。
- 4 市は、地域産業の振興に関する施策を推進するため、国、県等と連携し、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第5条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うよう努めるものとする。

- (1) 事業者の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること。
- (2) 事業者の創業を促進すること。
- (3) 事業者における人材の育成及び確保並びに従業者の労働環境の整備、福利厚生の実施及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組を促進すること。
- (4) 事業者の円滑な事業の承継を促進すること。
- (5) 事業者への資金の供給の円滑化を図ること。
- (6) 事業者の市場及び販路の新規開拓、拡大を促進すること。
- (7) 事業者の海外における事業の展開を促進すること。
- (8) 地域産業の活性化、雇用の創出及び拡大並びに次世代エネルギー産業を促進すること。
- (9) 本市への誘客及び物流の増加並びに消費の誘導を促進すること。

(事業者及び関係団体の努力)

第6条 事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自発的に努力するとともに創意工夫により経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新等に努めるものとする。

- 2 事業者及び関係団体は、人材の育成、従業者の雇用の安定、労働環境の整備及び福利厚生の実施に努めるとともに、子育て及び介護の支援等に配慮した仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。
- 3 事業者及び関係団体は、計画的に後継者の育成等に取り組み、事業の継続及び円滑な事業の承継に努めるものとする。
- 4 事業者及び関係団体は、事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。
- 5 事業者及び関係団体は、児童、生徒及び学生が地域産業への関心を高め、そこで働きたいという意欲を喚起するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、事業者の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業、事業承継等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援を行うよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、前項の目的を達するため、地域産業の振興に関する施策や事業に協力するよう努めるものとする。

(高等教育機関等の役割)

第8条 高等教育機関等は、人材の育成、研究成果の普及等を通じて事業者との連携及び協力に努めるものとする。

- 2 高等教育機関等は、育成した人材が地域産業において活躍する機会を得ることができるよう情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第9条 市民は、事業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、地域産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(関係者との協議)

第10条 市は、基本方針に基づく施策の検討に当たっては、事業者等と必要に応じて協議を行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

柏崎市の概要

- 東西：27km
- 南北：40km
- 面積：442km²
- 海岸線：およそ42km
- 東京からのアクセス
JR 上越新幹線で約2時間
北陸・関越自動車道で約3時間
- 人口：74,260人
世帯数：34,480世帯
(住民基本台帳：令和8年3月末現在)



えんま市



ぎおん柏崎まつり海の大花火大会-尺玉100発一斉打上-

柏崎市の商工業2026年度版

令和8(2026)年4月発行

編集 柏崎市産業振興部商業観光課・ものづくり振興課

柏崎商工会議所

発行 柏崎市産業振興部商業観光課